

のべしんディスクロージャー誌

NOBEOKA SHINKIN BANK 2015



延岡信用金庫

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
おかげさまで延岡信用金庫は平成26年度の決算におきましても健全経営を向上させるための適正な収益を確保することができました。これも偏に会員をはじめ地域の皆様の長年に亘るご支援の賜物と、心より感謝いたしますとともに厚くお礼申し上げます。

当金庫は、ここに平成26年度ディスクロージャー誌を発刊し、経営・財務内容、業績、業務などをご報告いたしますとともに、当金庫の地域経済活性化や地域振興等への思い、地域貢献活動などの取組みをご紹介します。私どもへのご理解を深めていただき、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

さて平成26年度の国内経済は、消費税増税後、駆け込み需要の反動や天候不順の影響にて個人消費が伸び悩み、景気回復の動きに足踏みが感じられましたが、期の後半にはプラス成長となり都市部、大企業を中心に改善が進み景気回復の傾向が強まりました。一方、地方経済は人口減少・少子高齢化、空洞化といった従来からの構造的な問題が進む中で市場規模が縮小し、依然として停滞感の強い、厳しい状況が続いております。

このような状況のなかで、当金庫は地域経済の活性化を目指し、延岡商工会議所との連携による「スタートアップ支援センター」を立ち上げ、定例的に相談会を開催するなか創業支援についても一定の成果を挙げております。また金融面では地銀との貸出金利競争が激化している中、利回り低下はあるも残高増強により安定した収益を確保しております。

また、引続きお客様からの信頼を得るために法令遵守、顧客保護等の管理態勢及び各リスク管理態勢等についても高度化を目指してまいります。

平成27年度におきましても、お客様からいただいている信用・信頼が当金庫にとって最も大切な財産であると認識し、更に「健全経営」を追及いたしますとともに、協同組織の地域金融機関として、経営理念である「相互扶助」「共存共栄」の精神のもと、地域の持続的発展に貢献してまいります。また、平成27年度より、新たに「会長制」を設け地域の再生・活性化の牽引役としての役割を明確化し、行政、商工会議所などとの連携を強化、起業・創業支援や中小、零細企業の支援を通して地域の繁栄のため役職員の英知を結集し、全力で取組んでいく決意でありますので、今後とも倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

会 長 金 丸 恵 一
理 事 長 松 山 昭



会長 金丸 恵一



理事長 松山 昭

のべしんは 地元のホームドクター を目指します!

基本方針

地域金融機関として、地域の繁栄に奉仕し、地域のすべての人々から信頼され、親しまれる信用金庫にする。

経営理念

中小企業の健全なる発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕



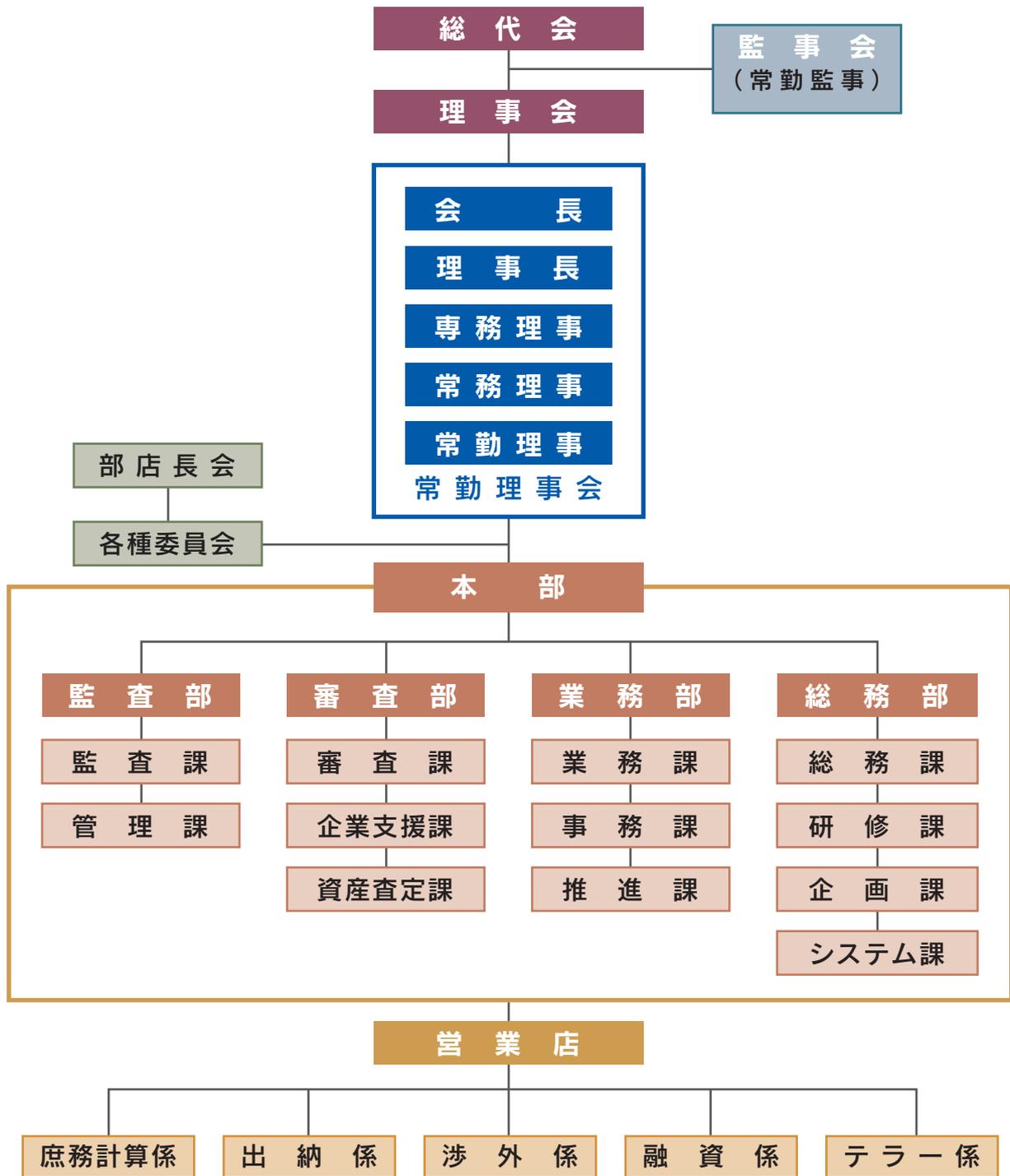
経営方針

地域密着の徹底による強固な経営基盤の確立
強靱な経営体質の構築による競争力の強化
自己資本の充実による経営の健全化
時代の変化に対応できる人材の育成

行動規範

礼節 信用金庫人としての規律、礼儀、マナー
革新 新たなものを創造し、チャレンジしていく
感謝 感謝の気持ちで真心のサービスを

組 織 図



職 員 数

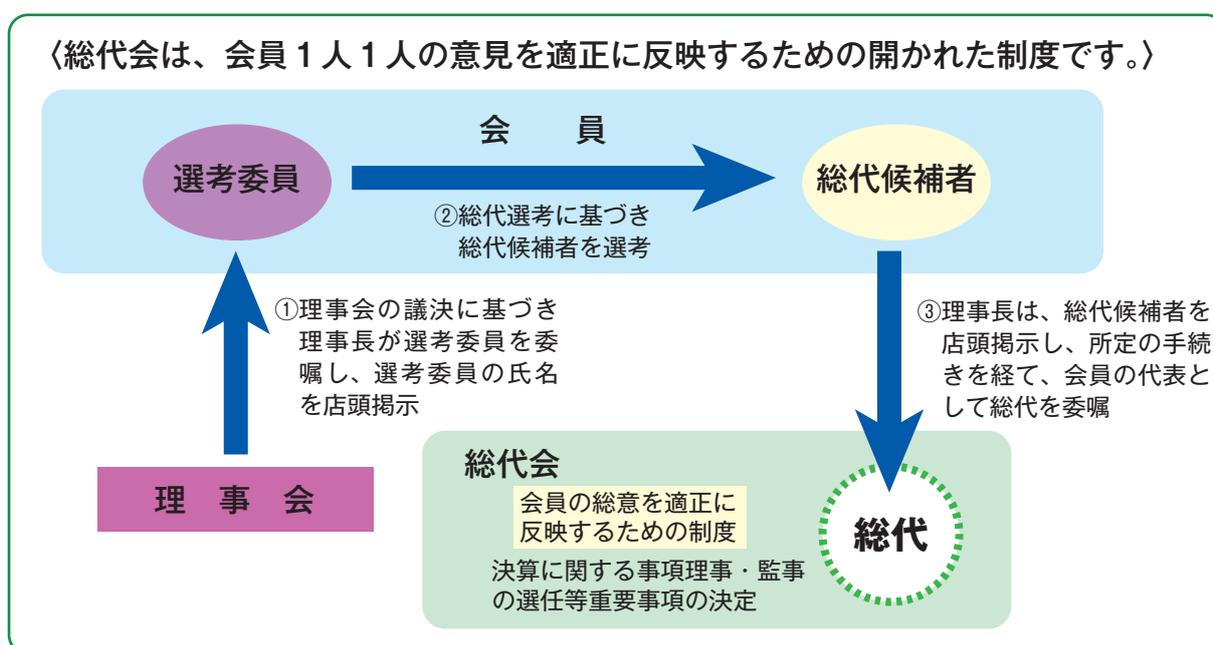
	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
職 員 数	75	73	75	75	71
うち 男子	46人	46人	48人	48人	45人
うち 女子	29人	27人	27人	27人	26人
平均 年 齢	33.5才	33.4才	32.9才	33.6才	33.8才
平均勤続年数	12.4年	12.2年	12.1年	12.9年	12.10年

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です
- ・ 総代の定数は、60人以上90人以内で、会員数に応じて各選任地区ごとに定められております。なお、平成27年6月30日現在の総代数は73人で、又、同年3月末の会員数は9,388人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

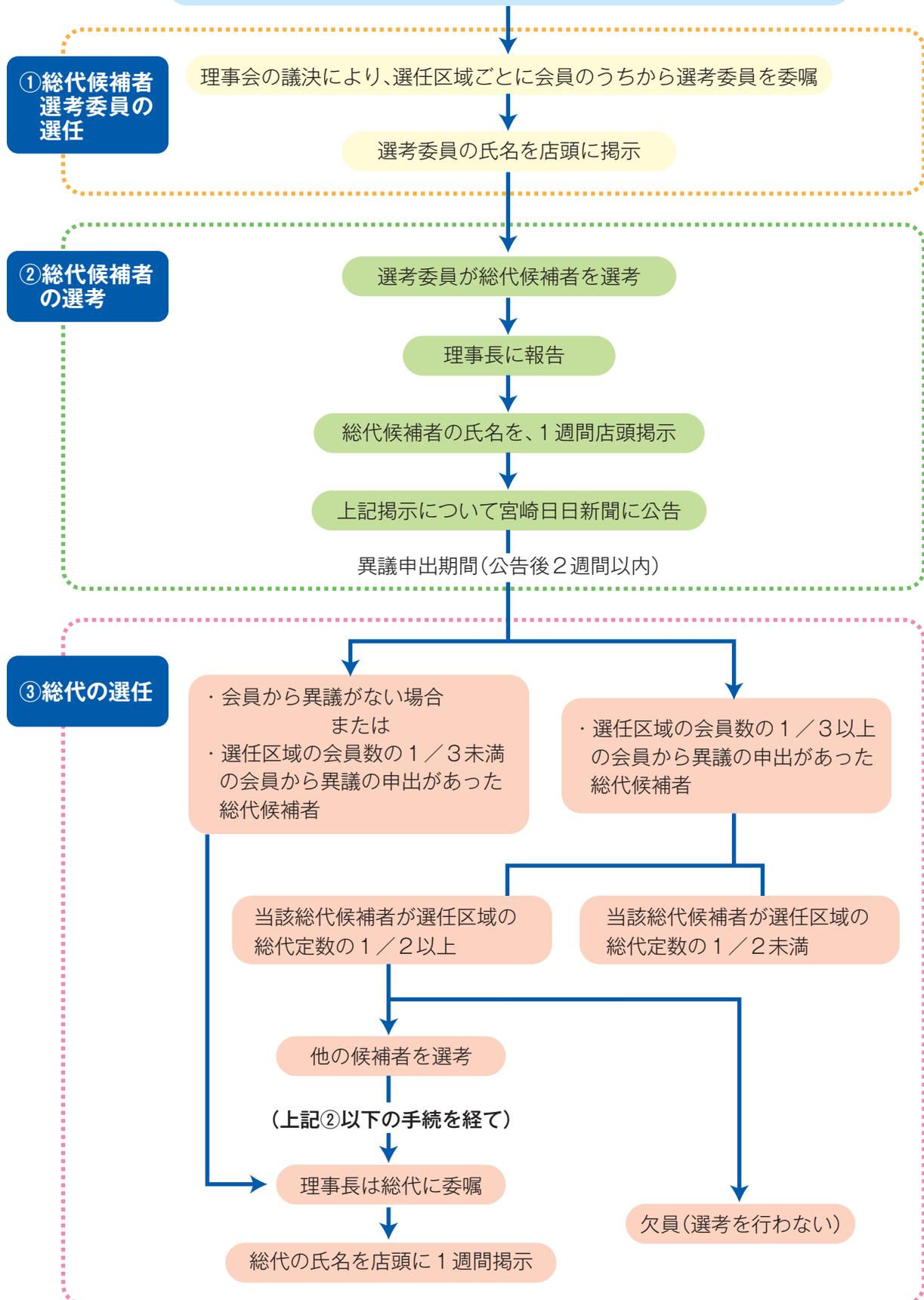
- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること等
- ② 適格要件
 - ・ 総代として相応しい見識を有していること
 - ・ 候補者の年齢は、改選期となる年の1月1日時点において満80歳未満とする。
 - ・ 重任となる総代は5期15年を限度とする。

〈総代が選任されるまでの手続について〉

地区を15区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



第93期定期総代会の決議事項

平成27年6月25日（木）、午後5時より榎ホテルメリージュ延岡（延岡市紺屋町）にて開催された第93期定期総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



1. 議案

報告事項 第93期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告並びに会計監査人及び監事会の計算書類監査結果報告の件

第1号議案 余剰金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 理事全員任期満了につき選任の件

第4号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 理事および監事の報酬等の総額の件

第6号議案 出資会員除名の件

第7号議案 その他



2. 永年勤続者表彰

総代会終了後、毎年総代や職員の功績を称えるため、総代及び職員の永年勤続者表彰を行っております。今回の表彰は、総代2名と職員で勤続30年の職員2名、勤続10年の職員2名、優績店舗1店舗、優績者1名の該当があり、理事長より表彰状及び記念品の授与が行われました。



■ 総代名表

自：平成25年4月16日
至：平成28年4月15日

選任地区	地区内容	定数	総代氏名		
川南1区	旭ヶ丘、北一ヶ岡、南一ヶ岡、石田町、土々呂町、櫛津町、門川町以南	6名	赤田 豊 4	石塚 吉則 4	大久保 次郎 4
			岩切 光市 4	末 永慎治 2	高森 譲 1
川南2区	緑ヶ丘、構口町、塩浜町、平原町、伊達町、沖田町、若葉町、鶴ヶ丘	8名	崎野 清 4	菅原 壮一郎 4	永尾 正徳 4
			原田 隆 2	山本 修二 4	山崎 郁夫 4
			吉本 勝一 2	酒巻 重敏 2	
川南3区	安賀多町、春日町、旭町、三ツ瀬町、永池町、愛宕町	6名	金子 正夫 4	竹井 邦友 4	甲斐 伸幸 3
			山本 靖行 4	出先 秀樹 2	竹内 圭介 1
川南4区	大瀬町、新小路、西小路、恒富町、古城町、三須町、小野町	4名	山本 俊幸 4	谷山 光永 3	有留 秀雄 2
			森 龍彦 2		
川南5区	中島町、出北、惣領町、長浜町、方財町、卸本町、浜砂町、別府町	7名	澤部 俊一 4	倉澤 教昭 4	山田 英昭 3
			浮島 勝利 2	有村 誠 2	日高 光明 2
			佐藤 一雄 1		
川中1区	中央通、新町、船倉町、須崎町、柳沢町、本町、南町、北町、中町	4名	本田 汎宣 4	首藤 豊司 2	久米 隆志 3
			山本 勝治 1		
川中2区	本小路、東本小路、桜小路、天神小路、大貫町	4名	甲斐 靖一 4	林田 美智男 2	西本 幸則 2
川中3区	西階町、野地町、野田町、天下町、吉野町	5名	吉田 秀樹 4	柳田 佳生 4	峯田 俊彦 3
			平岡 誠一 3	成水 哲也 3	
川中4区	松山町、小峰町、岡富町、貝の畑町、高野町、細見町、岡元町、北方町以西	4名	柳田 幸一 4	峯田 良彦 4	甲斐 照二 3
			岡田 孝仁 2		
川北1区	祇園町、紺屋町、博労町、恵比須町、瀬の口町、北小路、高千穂通、古川町	5名	西 健一 4	甲斐 正幸 2	猪狩 信浩 3
			平吉 徳行 2	山光 慶一 1	
川北2区	昭和町、日の出町、川原崎町、桜園町、中の瀬町	4名	山口 盛徳 4	村田 守人 4	川端 敏洋 4
			長友 廣光 3		
川北3区	山下町、栄町、幸町、萩町、中川原町、富美山町、山月町、宇和田町	7名	斉藤 幸義 4	高田 狭槌 4	米川 史郎 4
			國方 鷹雄 4	佐藤 太通 4	木本 宗雄 2
			岡田 明利 2		
川北4区	檜山町、稲葉崎町、桜ヶ丘、夏田町、尾崎町、柚木町	4名	染矢 俊明 4	川原 辰夫 4	山野内 勉 4
			甲斐 久喜 4		
川北5区	大武町、柚ノ木田町、粟野名町、大門町、牧町、大峽町、差木野町、北川町	4名	赤星 昌光 4	藤本 幸作 3	井下 寿海 4
川北6区	無鹿町、二ツ島町、川島町、水尻町、鹿小路町、東海町、浦城町、北浦町	3名	後藤 喜久雄 4	沢部 誠一 4	永出 明 2
	計15区	75名	(平成27年6月30日現在の総代数は73名です。)		

※氏名の後の数字は就任回数です。なお、就任回数は総代選考基準を改定した平成16年4月が計算起点です。

総代業種別構成

業種	総代数(人)	構成比(%)
製造業	6	8.2%
農業、林業	1	1.4%
建築業	19	26.0%
卸売業	4	5.5%
小売業	22	30.1%
不動産業	4	5.5%
宿泊業	1	1.4%
生活関連サービス業	1	1.4%
教育、学習支援	1	1.4%
飲食業	6	8.2%
医療、福祉	2	2.7%
その他サービス業	6	8.2%
合計	73	100.0%

総代の年齢別構成

(平成27年6月30日現在)

年齢	総代数(人)	構成比(%)
49歳未満	1	1.4%
50歳～59歳	11	15.1%
60歳～69歳	33	45.2%
70歳以上	28	38.4%
合計	73	100.0%

総代の職業別構成



事業概況

1. 業績

厳しい経営状況の中で、当金庫は経営体質強化による競争力の強化、融資増強による安定収益確保、信用リスク管理の徹底、人材の育成と地域の活性化等、地域との共存共栄を目指し社会的使命の遂行に全力で取り組みました。今年度は第二次「しんきん“つなぐ力”発揮」3ヶ年計画の最終年度として積極的に推進した結果、預金積金では前期比1,418百万円、2.5%増加、期中平残2,102百万円、3.8%増で一定の増加となりました。内訳では要求性預金では個人が569百万円、5.1%増、法人は411百万円、6.3%増、定期性預金では個人519百万円1.6%増加するも、年度末に公金の流出で法人は減少しました。一方貸出金は前期比1,324百万円、4.9%増と好伸し、割引手形は10百万円、△1.4%減少しましたが、手形貸付が公共工事の増加で53百万円、2.2%増、証書貸付が1,247百万円、5.6%増、当座貸越が34百万円、2.2%増と順調な伸びとなりました。損益面では、経常収益では前期比8百万円、0.8%の増収となり、内訳として貸出金利息は金利競争の激化の中貸出金の増加により、22百万円、2.7%の増収となり、預け金利息14百万円、△17.0%減少、有価証券利息は若干の減収となり、役員取引等収益が為替取扱増で3百万円の増収となりました。経常費用では33百万円、3.5%の減少、人件費が株価上昇で退職給付費用の減少もあって若干減少し、物件費が女子の事務服の更新、粗品等で5百万円増加となりました。一般貸倒引当金繰入額が35百万円減少、個別貸倒引当金繰入額も9百万円減少したために、経常利益は42百万円増益となり、業務純益でも40百万円の増益となりましたが、税金費用の増加により、当期純利益では、121百万円となって前期比19百万円、19.1%の増益決算となりました。また経営の健全性を示す自己資本比率は11.59%となり、国内基準4%を大きく上回っております。

2. 事業の展望

迎える平成27年度は前期消費増税で落ち込んだ個人消費も雇用、所得環境の改善で上向きに好転し、円安、株価の上昇もあって景気の回復基調を取り戻しつつあります。また原油価格の下落は企業収益や家計の実質購買力の増加を通じて景気を押し上げる効果が期待出来ます。また米国経済も本格的な回復軌道にあり、利上げ開始は秋以降になることが予想され、また懸念されることはギリシャの経済不安であり、この課題が解決すれば回復していくと期待されます。一方地方経済は人口減少、少子高齢化、商店の衰退等で停滞感の強い状況で、円安で原材料の高騰、コスト増もあって、依然厳しさが増えています。そのため商工会議所と連携して、創業支援のため、毎月相談会を開催し一定の実績をあげています。地方創生のため延岡市とも包括提携をしており、地域の活性化と市民の生活向上のため努力して行きたいと考えております。今年度から“しんきんスクラム強化3ヶ年計画”がスタートし、これまでの「つなぐ力」を引き続き発揮し、積極的に地域成長発展のために地方創生を推進してまいります。私共は協同組織の地域金融機関として、“相互扶助”の精神のもと、役職員が使命感を共有し、未来に向かって地域に根を張り、会員、地域住民との連携を深め、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

3. 当金庫が対処すべき課題

以上のような基本認識のもと次の重点課題を積極的に推進していきます。

1. 経営体質の強化とリスク管理の強化
2. 安定収益確保により、健全経営の推進
3. 営業基盤の強化とシェアの拡大
4. 人材の育成とコンプライアンス態勢の強化
5. 地域密着、地域社会への貢献活動の推進

金庫の主要な事業内容

○当金庫は次の業務及びこれに付随する業務を行っております。

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け、（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構	一般社団法人しんぎん保証基金
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

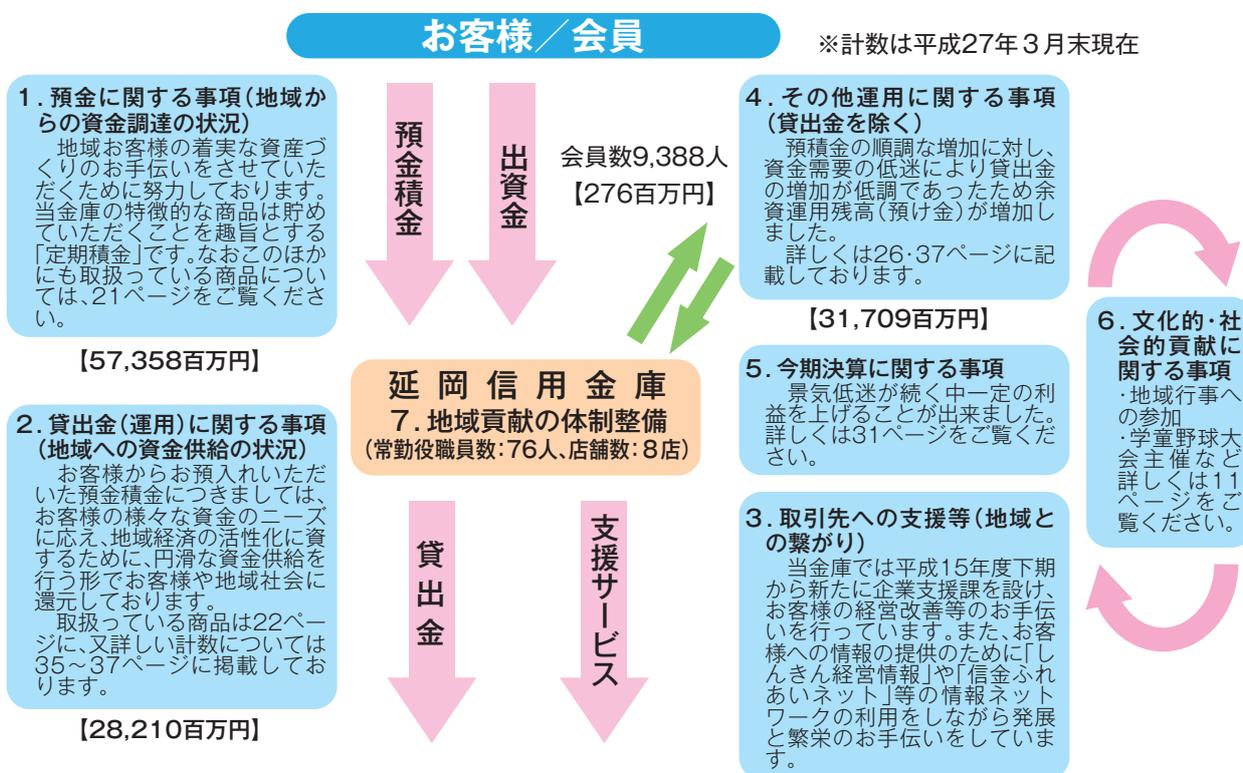
延岡信用金庫と地域社会

～のべしんは地元のホームドクターを目指します～

○金融機能による地域経済活性化への取組み

当金庫は、延岡市を中心に宮崎県の県北地域を事業地区として、地元の中小企業者やお住まいの方々が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

金融業務を通じ地域社会の繁栄に貢献することを基本として、地元のお客様の資産形成やライフプランに合わせた様々な種類の金融商品を取り揃え、地元のお客様から大切な資金（預金積金）をお預かりしています。そして、この資金を、地元の中小企業や個人のお客様にご融資することで、地域社会繁栄のお手伝いをしています。



お客様(会員)

トピックス

「プレミアム付き商品券」事業のお手伝い

当金庫は、地域のお客様からお預かりした預金、資金を必要とする地域のお客様にご融資する金融機関本来の業務の外に、経営相談・支援や情報提供を通じて地域社会に強いネットワークを形成し地域経済発展に努めています。

例えば、延岡市、延岡商工会議所、当金庫が協力して、地域活性化のお手伝いとして、「元気のべおか商品券2015」と「延岡市住宅リフォーム商品券」事業の商品券換金業務などの取扱いも行っています。

●「元気のべおか商品券2015」

- ・発行額：10億2千万円（プレミア率20%）
- ・販売価格：5,000円（1,000円×6枚綴り）
- ★1,000円お得
- ・お一人当たり購入上限額 5万円

●「延岡市住宅リフォーム商品券」（当金庫が市内で唯一の換金業務）

- ・1枚5万円の商品券が4万5千円で購入できます。
- ・一世帯（家一軒）あたりの購入限度額は100万円です。
- ・10万円（税込）以上の自宅敷地内の工事が対象です。
- ・発行総額：5億円（H27年度は6月末で総額に達しました。）

※各商品券の有効期間、購入できる方、リフォーム施行業者など詳しい内容は「延岡商工会議所」、または当金庫の各営業店へお問い合わせ下さい。

地域貢献活動

当金庫は地域の文化や経済発展に少しでも貢献したいと考え、献血活動、地元商店街のお祭りなど、地域行事に積極的に参加、また毎月第2木曜日は「信用金庫の日」と定め、支店単位で全役職員による奉仕活動を行っております。

「延岡市」と「包括連携協定」を締結いたしました。

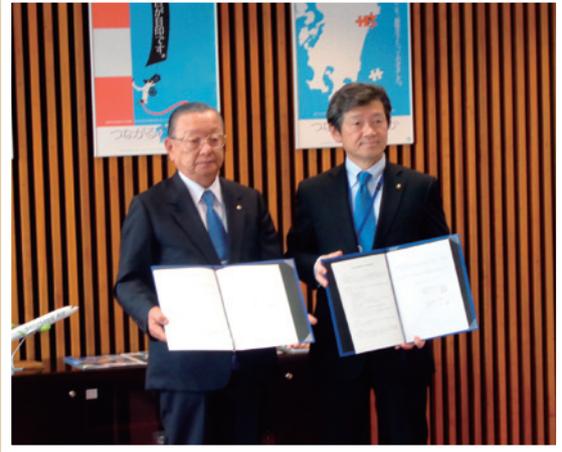
平成27年4月16日、当金庫は「延岡市」と地域経済の活性化や市民サービスの向上を目的とした「包括連携協定」を結びました。

1. 概要

延岡市と延岡信用金庫との間で、延岡市の地域経済の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、包括連携協定を締結する。

2. 【協定項目】

- 1) 地域経済の活性化に資すること
- 2) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）に関する事
- 3) 防災・災害時の支援に関する事
- 4) こども・青少年の健全育成、人づくり、高齢者・障がい者の支援に関する事
- 5) その他、地域社会の活性化・市民サービスの向上に資すること



「第15回延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」

地域の青少年の健全な育成と非行防止を図り、21世紀を生きる青少年に明るく希望を持たせる為に、地元野球界の協力を得て「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」を毎年開催しています。

大会も回を重ね第15回大会(平成26年7月13日決勝戦)を開催する事ができました。野球少年、少女にとりましては一つの目標大会であると楽しみにして頂いており、熱戦が繰り広げられました。



第15回大会 ●優勝 「南方少年野球クラブ」



●準優勝 「一ヶ岡クラブ」

【各種イベント参加など】

- ・大師まつり「本店・駅前支店・安賀多支店が各商店街への協力参加」(4月18・19・20日)
- ・まつり延岡「ばんぱ踊り参加」(7月26日)
- ・アースデーへの参加
- ・毎年、「信用金庫の日(6月15日)」に合わせて6月に「献血」活動を実施しています。



のべしんのあゆみ

大正12年10月	有限責任延岡信用組合創業 ◆常勤役職員3人 ◆組合員597人
昭和18年4月	市街地信用組合となる
昭和25年4月	信用組合に改組
昭和26年5月	南延岡支店開設
11月	延岡信用金庫となる。
昭和29年5月	国内為替業務取扱
昭和35年5月	駅前支店開設
昭和37年11月	営業地区拡張（延岡市一円、門川町、日向市）
昭和38年9月	安賀多支店開設
昭和41年4月	姫野豊治理事長就任
昭和50年3月	一ヶ岡出張所開設
昭和52年1月	九州信金共同事務センター加盟
昭和53年7月	一ヶ岡出張所支店に昇格
昭和56年5月	佐藤章理事長就任
昭和59年5月	証券業務認可（国債等の募集開始）
昭和61年3月	本店新築落成
昭和63年5月	第三次オンラインスタート
平成2年2月	土曜休業日CD稼働スタート（駅前・一ヶ岡）
平成3年7月	両替商業業務の取扱開始
7月	山本寿理事長就任
平成7年11月	西階支店開設
平成8年4月	旭ジャスコ延岡店店外ATM設置
9月	ポスト三次オンラインスタート
9月	マックスバリュウ岡富店店外ATM設置
10月	北支店開設
平成11年3月	郵貯とATM接続提携
6月	金丸恵一理事長就任
6月	テレホンバンキングスタート
平成12年3月	デビットカードスタート
8月	第1回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
8月	営業時間延長（9時から16時）
10月	グループウェア（金庫LAN）及び自己査定・企業信用格付システム導入
平成13年1月	ローソンとの提携デビットカード取扱い開始
3月	スポーツ振興くじ当せん金換金業務スタート（本店・安賀多支店）
4月	保険窓口販売業務開始
7月	ATM振込業務取扱開始
平成14年3月	出北支店開設
平成15年3月	個人向け国債取扱開始
10月	創業80周年を迎える
	ホームページ公開
12月	インターネット（モバイル）バンキング開始
平成17年2月	ビッグマートユーホーATM設置
8月	サンフレッシュむしかATM設置
平成19年4月	金丸理事長が、平成19年春の叙勲「旭日双光章」を受章
5月	南延岡支店 店内改装オープン
平成20年12月	「反社会的勢力に対する基本方針」の制定
平成21年6月	「利益相反管理方針」の制定
7月	第10回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
11月	駅前支店「お客さま駐車場」の用地確保、整備
平成22年1月	「地域金融円滑化のための基本方針」の制定
7月	オンラインホストマシーン 西日本事務センターへの移行完了
平成23年3月	ICキャッシュカード 発行開始
4月	各規程に反社会的勢力の排除条項を導入
6月	延岡市住宅リフォーム商品券の換金業務を開始
平成24年2月	九州管内の信用金庫ATMでの通帳記帳開始
9月	法人インターネットバンキング新システム移行
平成25年1月	個人インターネットバンキング新システム移行
2月	「しんきん電子記録債権サービス」取扱開始
平成25年10月	創立90周年記念事業により延岡市内、小・中学校22校へ教育用50型デジタルテレビ、延岡市立図書館へ「児童図書620冊」を贈呈
平成25年11月	宮崎県と「環境貢献型みやざきスギの家」認定制度に関する協定を締結
平成25年11月	日本政策金融公庫延岡支店と「創業支援などで連携の覚書」を締結
平成26年2月	延岡商工会議所と「地域産業振興連携協力に関する協定」を締結
平成26年7月	イオン多々良店 ATM設置
平成26年7月	宮崎県中小企業家同友会と「業務協力に関する覚書」を締結
平成26年7月	第15回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
平成27年4月	延岡市と「包括連携協定」を締結

内部統制システム構築の基本方針

近年、金融機関を取り巻く経済・金融環境は、ますます複雑化・多様化の一途をたどっております。このような金融環境のもと、金融機関としての高い信頼性を維持するため、当金庫においてもリスク管理を最重要視し、現在直面しているさまざまなリスクに対応するリスク管理態勢を構築することにより、経営の健全性維持と安定収益確保に努めております。

一方で、近年、大企業による不祥事が多発し、企業経営におけるコンプライアンスおよび内部統制の重要性が強調され、不祥事を防止するための有効な対策が企業に求められております。こうしたことを背景に、当金庫においても、当金庫の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として「内部統制基本方針」を平成19年12月20日に制定、平成27年5月1日改定を行いました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して見直し・改善を行い、その実効性確保に取り組んでおります。

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定める。

当方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行について、整備すべき体制及び事項ごとに明らかにするとともに、あわせてさらに強固な体制を築くため「コンプライアンス部門」「リスク管理部門」及び「内部監査部門」並びに「監事」が担う役割等についても定める。

I. 理事会の決定する事項

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「信用金庫 行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル（金融取引ルールブック）」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。

また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

2. 理事の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書取扱い及び情報セキュリティ等に関する規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存および管理を行う。

(2) 理事および監事はこれらの文書等を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

(2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門（以下、「リスク統括部門」という。）及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。

(3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会（以下「常務会」という。）に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。

(4) 大規模自然災害をはじめ金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態備え、「コンテンジェンシープラン」を定め、平時より危機管理態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程（および同付議基準）」および「常務理事会規定」に定める。

(2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規定を定める。

(3) 理事会は全役職員が共有する経営方針、長期経営計画及び年度毎の事業計画書を制定する。

(4) 会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 監事はその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性及び職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。

(3) 当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ 理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会及び常務会で決議された事項
 - ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、③から⑦に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (4) 監事は、役員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
- (5) 監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止する。同内容を役員に周知する。
- (2) 上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示しない。
- (4) 上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- (4) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事会規定および監事監査基準に基づく、理事会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

II. コンプライアンス部門の役割

- (1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。
- (2) コンプライアンス部門は、理事会及び常務会並びにコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

III. リスク管理部門の役割

- (1) リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的にまたは必要に応じて常務会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。
- (2) リスク管理部門は、理事会及び常務会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

IV. 内部監査部門の役割

- (1) 内部監査部門は、法令順守態勢及びリスク管理体制の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

V. 監事の役割等

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し意見を述べることができる。
- (3) 監事は理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。
- (4) 監事は理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。
- (5) 監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

リスク管理体制

金融機関の業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどさまざまなリスクが存在しており、業務の多様化、グローバル化、IT技術の進展等を背景に、これらのリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当金庫が地域の金融機関として信頼され地域社会に貢献していくためには、健全でかつ安定した経営を確保していくことが重要と考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるよう統合的リスク管理態勢の構築・充実に取り組んでおります。

信用リスク

貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行われなくなるリスクのことです。当金庫では厳格な審査体制を取っています。また、内部研修の実施や外部研修に積極的に参加し、本部からの営業店指導など貸出審査能力の向上を図っています。

また、当金庫が定めた自己査定実施要領により、厳格な資産査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）、あるいは、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）こと等により金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった信金業界としてのバックアップ体制など、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。監査部を独立部門として営業店に対して抜き打ち的に臨店検査を実施するとともに、営業店には毎月、店内検査を義務付けるほか、監事より定期的な臨店指導もを行い、事務改善委員会を定期的に開催し事務取扱いの徹底等行っています。また、日常の事務ミス防止のため各自が事務管理チェックを毎日行い事故の未然防止に万全の体制をとっています。

疑わしい取引等、犯罪に結びつくような取引により顧客及び金庫に及ぼすリスクに対して、本人確認の重要性の認識を今まで以上に職員に徹底させ事故防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとはコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備によるもの、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関の収益や信用が失われるリスクのことです。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しています。事務センターの東・西2センター化が進み、当庫は西センターへの移行が完了しています。同センターは十分な防犯・防災施設を備えた建物にコンピュータを設置しております。また、通信の二重化等行い日常システムダウンがないよう努めております。さらに、激甚災害発生等にもオンラインシステムを止めることのないようバックアップセンター（神奈川）を設置し万全を期しています。また、当金庫内で情報処理しているパソコンネットワークについてはデータの不正な流出を防ぐため、厳正な取扱いを定め安全対策を講じております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格および為替等の市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価格が変動して損失を被るリスクのことです。

当金庫では、景気・金利見通しなどに基づいた運用調達の方針を策定し、信金中央金庫の預け金を中心に有価証券等の運用を行っております。特に有価証券では金利リスクが重要な要素となっていることから期間やリスクウエイトも考慮しながら慎重な運用を行っているとともに、信金中央金庫へ有価証券ポートフォリオ分析を依頼し、リスクの所在と今後の課題等をモニタリングするなど多面的な管理をしております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本の算定に含まれない分）をいう。金庫におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立は、金庫の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であることを役職員が認識し、これらの態勢の整備・確立を経営陣が自ら率先して目指しています。

その他のオペレーショナル・リスク

その他のオペレーショナル・リスクとは、金庫がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等をいう。

法務リスクについては、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失・損害が生じないよう顧客保護管理態勢を法務リスクと位置付け、早期導入に努めております。

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害が発生しないよう各部及び営業店において人的リスクの管理能力を向上させるため研修・教育を実施し適切な管理を行っています。有形資産リスクについては、総務部が管理、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など直面するリスクに対して適切な管理を行っています。風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などに風評発生時において各部門及び営業店において適切に対応し、風評が伝達される媒体についてもチェックを行い管理しています。

コンプライアンス体制

コンプライアンスとは「法令等遵守」と訳され、その遵守すべき対象は、法律、政省令などの制定法令、それらに関連する規則、細則などに加えて、社内規程、業界における倫理規定、社会通念にまで及び、当金庫が日常業務を遂行していく上で関わってくる数多くの法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。そこで、金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が問われている現在、当金庫が地域金融機関として地域社会から信頼を得て公共的使命を遂行していくために、我々はこのコンプライアンスを経営の重要課題と位置づけております。又、不祥事件の撲滅を図るためには不祥事件を起こさせないための風土づくりが重要であると認識し、さらに、リスク性商品の取扱いの増加もあって、顧客保護態勢の再構築が求められており、コンプライアンス態勢のなお一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会が核となってコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの確立が金庫の企業価値を向上させ企業の発展へと繋がることを強く認識し、コンプライアンス態勢の整備強化に努めてまいります。

延岡信用金庫行動綱領本文

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人権の尊重等)

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を实践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。以上

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、当金庫のHPに「反社会的勢力対応に係る基本方針」を明確に示して具体的な拒絶宣言を行っています。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は52ページ参照）または総務部（電話：0982-22-1111）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京、熊本県、鹿児島県以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼向上に努めます。

保険募集方針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

「詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。」

個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考へ、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2010年4月1日
延岡信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等にける期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカードの発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫営業本部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

延岡信用金庫 業務部

住 所：〒882-0822

延岡市南町1丁目4-3

電話番号：0982-22-1111

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、お客様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め地域の活性化に取組んでまいりました。また、当金庫は、「非営利」の協同組織金融機関として、「相互扶助」の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく以下の方針に基づき、これからも実践してまいります。

当金庫は、お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱える問題・課題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

- ・本取組み方針および経営改善支援取扱規定の制定
- ・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、各種講座への派遣や通信講座の受講、担当者別研修会等を実施。
- ・「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関の認定を受け、各種の補助金事業を活用。
- ・平成26年4月15日 商工中金と「業務連携・協力に関する覚書」を締結。
- ・延岡市との間で「包括連携協定書」の締結に向けて準備中

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・「創業促進補助金」の申請支援件数14件
- ・商工会議所との連携相談窓口「スタートアップ支援センター」による月1～2回の相談日及び創業セミナーを実施した。

平成26年度相談日実施回数15回 のべ相談者数56名 創業者数12名
創業セミナー2回 (平成26年10月24日、平成27年2月17日)

②成長段階における支援

- ・「ものづくり・商業・サービス補助金」の申請支援件数13件
- ・「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」の申請支援件数1件
- ・ふるさと名物応援事業補助金（JAPANブランド）の申請支援件数1件

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・経営改善支援先として10先を重点支援
- ・条件変更受付件数（平成26年度）事業性138件、住宅ローン4件
- ・認定支援機関による補助金事業である「経営改善計画策定支援」の申請支援件数2件
- ・営業店、本部が連携を図りながら貸付の条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて経営改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施。

④地域の活性化に関する取組み状況

- ・よろず支援拠点と協同支援3件
- ・取引先の若手経営者、後継者で作る「風の会」活動のフォローアップ
- ・住宅リフォーム商品券の換金業務の取組

貸付条件の変更等の実施状況（H21年12月～H27年3月）

お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その問題に応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて、その解決に真摯に取り組んでまいります。

■債務者が中小企業者である場合

	平成27年3月末 件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,351
うち、実行に係る貸付債権	1,306
うち、謝絶に係る貸付債権	26
うち、審査中の貸付債権	2
うち、取下げに係る貸付債権	17

■債務者が住宅資金借入者である場合

	平成27年3月末 件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	33
うち、実行に係る貸付債権	30
うち、謝絶に係る貸付債権	1
うち、審査中の貸付債権	0
うち、取下げに係る貸付債権	2

(注1) 上記計数は債権ベースで集計しています。

(注2) 「申込」とは、「お客様から貸付条件の変更等のお申込があったもの」および「お客様から明確な貸付条件の変更等のご意向を示されていない場合でも、お客様の経営再建又は支援を図ることを目的として当金庫が元本の返済猶予、期限の延長等を行ったもの」を指します。

(注3) 「謝絶」には、申込後3ヶ月経過した「みなし謝絶」債権が含まれています。

経営改善支援等の取組実績

(H26年4月～H27年3月)

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数 A	うち経営 改善支援 取組み先 数 a	aのうち			経営改善 支援 取組み率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a	
			期末に債務 者区分が ランク アップした 先数 β	期末に債務 者区分が 変化しな かった先 数 γ	aのうち 再生計画 を策定し ている全 ての先数 δ				
正常先 ①	842	0		0	0	0.0%		-	
要注意 先	うち、その他要注意先 ②	217	7	0	6	7	3.2%	0.0%	100.0%
	うち、要管理先 ③	7	2	0	2	2	28.6%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	16	1	0	1	1	6.3%	0.0%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	16	0	0	0	0	0.0%	-	-	
破綻先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0%	-	-	
小計 (②～⑥の計)	265	10	0	9	10	3.8%	0.0%	100.0%	
合計	1,107	10	0	9	10	0.9%	0.0%	100.0%	

(注) ・期初債務者数及び債務者区分は平成26年4月当初時点で整理。

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はaに含めるもののβに含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
- ・「aのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

信用金庫経営力強化制度

『信用金庫経営力強化制度』というセーフティネットが、さらなる安心を支えます。

平成13年4月、信用金庫の健全性の確保および信用金庫業界全体の信用力の維持・向上を図るため、「信用金庫経営力強化制度」が創設されました。この制度は、経営分析・経営相談・資本増強の3つの制度から構成され、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営することにより、信用金庫の経営力の強化および経営悪化の未然防止を図るものです。

◇信用金庫経営力強化制度概要



経営分析制度 信用金庫から業務及び財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき客観的に信用金庫の分析を行う制度です。

経営相談制度 経営全般または個別課題に関する経営相談を実施し、信用金庫の経営力を強化する制度です。

資本増強制度 信用金庫の資本増強を支援する制度です。

預金保険制度って？

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。同制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、労働金庫などです。

○金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります。

○保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

あらかると

◎預 金

地元の信金だからお選びいただける、おすすめできる、ご相談いただける。

種 類	内 容
当 座 預 金	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です
普 通 預 金	サイフ代わりに、家計簿代わりにお気軽にご利用いただけます。また、公共料金や各種クレジット代金の自動振替、そして自動預入・支払機（ATM）利用口座としても便利です。
無利息型普通預金 （決済用預金）	残高が1,000万円を越えていても、全額が預金保険制度で保護されます。 ①お利息は付きません。 ②要求払い預金（出し入れ自由）です。 ③決済サービス機能が付いています。
貯 蓄 預 金	普通預金感覚で出し入れ自由でオトクな利息、ちょっとユトリのお金を有効に活用できる口座です。
総 合 口 座	ためる、つかう、借りるを一冊にした万能通帳。いざというときには定期預金を担保に90%以内、最高200万円まで自動的にご利用できます。
ス ー パ ー 積 金	目標に合わせて毎月決まった金額を積み立て、まとまった資金をつくる預金です。
ス ー パ ー 定 期	100円以上1,000万円未満の当金庫が独自に定める有利な利率です。期間は1カ月以上5年未満と短期・長期で有効に運用できます。
期 日 指 定 定 期 預	個人の方のみご利用できる、高利回り商品です。1年複利、期間3年以内で1年経過後は1カ月前のご通知でいつでもご自由にお引き出しできます。また、一部支払いも1万円以上から出来ます。
変 動 金 利 定 期 預 金	金利動向をスピードキャッチ市場金利に合わせて、お預入れの6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。個人の方は半年複利がご利用になれます。
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1カ月より5年以内の期間が自由に選べる有利な利回り商品です。
通 知 預 金	お使い予定の資金を短期間にムダなく生かせる預金です。
納 税 準 備 預 金	税金の支払専用のご預金です。利率は普通預金よりオトクとなっております。

◎商品利用にあたっての留意事項

- ◇ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。
- ◇新規に口座を開設する場合、また、200万円超の入出金及び10万円を超える現金振込を行なう場合など、犯罪収益移転防止法等により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証・住民票・登記事項証明書等いずれかの提示が必要となります。
- ◇新規口座開設時などで米国の納税義務者であるかを確認するため、書面にて申告いただく場合や必要書類の提示をいただく場合があります。

◎融 資

- ・地域の中小企業を対象に、商業手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越など事業資金の融資を行っています。
- ・地元に住居あるいは勤務されている皆様のために、住宅ローンをはじめとする各種の個人ローンをご用意しております。ライフサイクルに合わせてご利用ください。
- ・地域の自治体を実施している、各種制度融資を取扱っています。小口の事業資金などに、低利の資金をご利用ください。
- ・信金中金・(株)日本政策金融公庫などの代理店に指定されており、これらの機関の資金がご利用いただけます。資金用途に応じ窓口にご相談ください。

□個人向けローン

	お使いみちなど	融 資 額	保 証
住宅金融支援機構 フラット35	金利が変わらない安心最長35年の長期 固定金利住宅ローンです。	8,000万円まで	適合証明書が必要です。
のべしん住宅ローン	住宅・土地購入・増改築、マンション の購入及び借換にご利用いただけます。	8,000万円まで	全国保証(株) しんきん保証基金
リフォームプラン・エコ	住宅用太陽光発電システム・オール電 化等の導入費用にご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金
カ ー ド ロ ー ン	急な出費にご利用ください。お使いみ ち自由でカードを使って簡単に反復し てご利用できます。	保証額は 500万円まで	信金ギャランティ(株)、オ リックス(株)、(株)オリエン トコーポレーション、楽天 KC(株)、しんきん保証基金
個 人 ロ ー ン	豊かな暮らし作りにご利用ください。 様々なプランに活用ください。	500万円まで	しんきん保証基金
フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由です。(事業資金を除く) 手続きも簡単でスピーディにご利用い ただけます。	300万円まで	(株)オリエント (株)クレディセゾン
カーライフプラン	自家用車購入、車検費用等、車に関す る費用にご利用いただけます。	500万円まで	しんきん保証基金
教 育 プ ラ ン	ご入学金、授業料など学校に納める学 費などにご利用いただけます。	500万円まで	しんきん保証基金

上記以外にも(株)日本政策金融公庫の進学ローン等取扱っております。窓口でご相談ください。

□事業者向けローン

事業者カードローン	法人および個人事業者対象のカード ローンです。事業に必要な資金をスピー ディにご用立てする便利なカードです。	1,000万円まで	宮崎県信用保証協会
メ ン バ ー ズ ビ ジ ネ ス ロ ー ン	商工会議所との連携商品です。商工会 議所の会員様向けに事業資金が優遇金 利にてご利用いただけます。	1,000万円まで	会員証明書が必要です
創業・新事業支援資金 スーパーレディース	商工会議所との連携商品です。これか ら創業する女性又は、開業後2年以内 の女性起業家向け無担保・無保証商品 です。	500万円まで	宮崎県信用保証協会
創業・新事業支援資金 始めるくん	当金庫の営業区域内で新たな事業を 6ヶ月以内に営もうとする方又は、開始 してから2年以内の個人事業主・法人	1,000万円まで	宮崎県信用保証協会

◎商品のご利用にあたっての留意事項

上記のようにお客様のニーズにあった商品を取り揃えています。金融機関の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とすること融資には融資金利のほかに保証料が必要など、お申し込みの際にはサービスの内容を担当者にお尋ねいただき、お客様にあった商品をお選びください。

各種サービス

種 類	内 容
キャッシュサービス	現金預入支払機（ATM）でお気軽にご利用できます。
のべしんキャッシュサービス	・お支払い：キャッシュカード・ローンカードでご利用できます。 ・お預入れ：通帳及びカードでご利用できます。 ・残高照会：カードでできます。 ・通帳記入：通帳の未記入分を記入します。
全国しんきんネット	全国の信用金庫のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
全国キャッシュサービス	全国の銀行、信用組合、JA、労働金庫のATM・CDでお支払い、残高照会ができます。
郵便貯金キャッシュサービス	全国の郵便局のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
クレジットカードでのキャッシングサービス	VISA・JCB・UC・DC・UFJ・OMC・イオンクレジット・クレディセゾン イズミヤカード・ライフ・アプラス・ジャックス・オリコ・全日信販などのべしんのATMからキャッシングができます。
デビットカードサービス	お買い物の際、現金ではなくキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。 ・ご利用：J-Debitマークのあるお店でご利用できます。お支払いの際、普通預金のキャッシュカードを提示し、専用端末にお客様ご自身で暗証番号を入力しますと、お支払い金額が即時に口座より引落しとなります。
エレクトロニクスバンキングサービス	パソコン・電話・ファクシミリなどいろいろなメディアを使つての資金移動や残高照会のサービスをご利用下さい。
テレホンバンキング	電話・携帯電話を使つて残高照会・入金明細照会や振込・振替を行うサービスです。
インターネット(モバイル)バンキング	パソコンや携帯電話を使つて残高照会・振込などを行うサービスです。
資金移動サービス	預金口座を利用し、自動的に資金の支払い・受入を行うサービスです。
自動振替サービス	公共料金・授業料・各種クレジット代金などをご指定の口座から自動的にお支払いします。
自動受取サービス	給与・年金・配当金などが自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動送金サービス	家賃・会費など毎月決まった先へ、ご指定の金額を自動的に送金します。
事務代行サービス	いろいろな資金管理の代行をいたします。
代金回収サービス(M-NET)	代金集金の代わりに、口座振替機能を利用して全国の金融機関の口座より資金を回収します。
税金・公共料金等の収納	税金・公共料金等の納付を受付けします。
保管サービス	時間外の預入金をお預かりします。
夜間金庫サービス	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の預金口座にご入金します。
保護預り	窓口でご購入の国債をお預かりします。
その他のサービス	その他各種業務のサービスを行っています。
マルチペイメントネットワーク 収納サービス ペイジー	公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから「いつでも・どこでも・かんたんに」支払えるようにするサービスです。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
リースの取り次ぎ	事務機等のリースの利用申込の斡旋をしております。
スポーツ振興くじ(toto)	本店・安賀多支店で当選券の払い戻しを行っています。
保険窓販	住宅関連の火災保険・医療保険をお取扱しています。
VISA・JCBカード	カードの入会申込の斡旋をしております。

『金融商品販売法』への対応

近年、様々な金融商品が発売されるようになりましたが、一方で販売をめぐるトラブルも増加しております。このため平成13年4月金融取引において金融商品販売業者（金融機関・証券会社・保険会社等）が適正な勧誘活動を行うよう定めた「金融商品販売等に関する法律」（いわゆる「金融商品販売法」）が施行されました。当金庫ではお客様へ商品の内容、リスク等の重要事項について十分説明し、適切な勧誘活動を行うことを定めた「金融商品に係る勧誘方針」策定しこれに則った営業活動を行うよう、役職員に徹底しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な情報の提供と商品説明をいたします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の為替手数料及びその他手数料一覧表

◎振込手数料（1件につき）

		他行宛	総合振込 (会員のみ)	県内 信金宛	当金庫 本支店宛	同一店内		
						同顧客	異顧客	
窓口利用	電信扱	3万円以上	864	756	648	540	216	324
		3万円未満	648	540	486	324	—	108
	文書扱	3万円以上	864	—	648	540	—	—
		3万円未満	648	—	432	324	—	—
文書交換	3万円以上	756	—	540	—	—	—	
	3万円未満	540	—	540	—	—	—	
機械利用	為替自動振込	3万円以上	756	—	540	216	108	—
		3万円未満	540	—	324	216	108	—
	IBサービス	3万円以上	540	—	540	216	0	—
		3万円未満	324	—	324	108	0	—
	HBサービス	3万円以上	540	—	324	324	216	—
		3万円未満	324	—	108	108	—	—
	テレホンバンキング	3万円以上	648	—	324	324	0	216
		3万円未満	432	—	108	108	0	54
	ATM利用 (カード)	3万円以上	540	—	432	216	108	—
		3万円未満	324	—	216	108	54	—
	ATM利用 (現金)	3万円以上	756	—	540	432	324	—
		3万円未満	540	—	324	216	108	—

◎送金手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫 本支店宛
電信扱	864	432	378
普通扱	648	432	378

◎代金取立手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫宛
至急扱	864	432	378
普通扱	648	432	378
同一交換所内	無料		

◎その他手数料

項目	金額
送金・振込の組戻料	648
不渡手形返却料(除同一交換所分)	648
取立手形組戻料(除同一交換所分)	648
取立手形店頭提示料(右料金超の場合実費)	648
その他特殊手数料	実費

◎CD：ATMご利用手数料

	ご利用時間帯	取引内容	当金庫	全国信金	他金融機関	郵便局
平日	9：00～ 18：00	入金	無料	無料	108	108
		出金	無料	無料	108	108
	18：00～ 21：00	入金	無料	216	216	216
		出金	無料	216	216	216
土曜日	9：00～ 14：00	入金	無料	無料	108	—
		出金	無料	無料	108	108
	14：00～ 21：00	入金	無料	216	216	—
		出金	108	216	216	216
日祝	9：00～ 17：00	入金	無料	216	216	—
		出金	108	216	216	216
	17：00～ 21：00	入金	無料	216	324	—
		出金	108	216	324	324

○他金融機関の入金については、第二地銀・信用組合・労働金庫のみとなっています。
○ご利用時間帯の終了時間については、金融機関によって異なります。

◎円貨両替手数料

両替枚数	手数料	両替枚数	手数料
101～200枚	108	601～700枚	648
201～300枚	216	701～800枚	756
301～400枚	324	801～900枚	864
401～500枚	432	901～1000枚	972
501～600枚	540	1001枚以上	1,080

封貨袋での入出金・両替1本につき540円
なお両替枚数100枚までは無料です。

◎でんさいネットサービス手数料については、営業店窓口にお問い合わせください。

◎その他各種手数料

	項目	単位	金額
用紙交付料	小切手帳	署名鑑印刷あり	一冊(50枚) 648
		署名鑑印刷なし	一冊(50枚) 540
	約束手形帳	署名鑑印刷あり	一冊(50枚) 864
		署名鑑印刷なし	一冊(50枚) 756
	為替手形帳	一冊(25枚)	324
		1枚	20
	マル専手形用紙	1枚	540
家賃振込帳	一冊(12枚)	540	
借入用約束手形用紙	1枚	15	
発行手数料	自己宛小切手	1枚	540
	通帳・証書再発行	一冊・1枚	1,080
	カード再発行	1枚	1,080
	残高証明	1枚	324
	自動発行残高証明	1枚	324
	取引履歴明細表	1枚	108
その他手数料	保護預り(封緘)	一個につき	1,296
	窓販国債保護預り	一年間前払い	年間 1,296
	夜間金庫使用料	一年間前払い	年間 12,960
	各種コピー	1枚20円	(20円×枚数)+消費税
	マイクロフィルムコピー	1枚100円	(100円×枚数)+消費税
	株式保管金証明書	(設立・増資含)	3,000円+消費税
	不動産調査手数料	調査物件1件に付	10,000円+消費税
	IB基本料金		毎月1,000円+消費税

しんきん同士の手数料

「ゼロ」

全国で行っています。

ゼロネットサービスタイム

◎平日/8時45分(当金庫は9時より営業)
～18時の入出金

◎土曜/9時～14時の入出金

◇上記以外の時間帯及び日曜・祝休日の
ATM利用には所定の手数料が必要です。



資 料 編

〔 記載の金額、数字はすべて単位未満を切り捨てて表示してあります。
構成比・増減率等については、小数点第2位・第3位以下を切り捨てて表示してあります。 〕

■財務諸表

貸借対照表	26
貸借対照表記載事項説明	27
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31

■経営指標

主要な経営指標の推移	32
業務純益・業務粗利益	32
役務取引の状況	32
資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回り	32
受取利息及び支払利息	33
その他業務収益・費用の内訳	33

■諸比率

資金運用利回り	33
有価証券利回り	33
資金調達原価率	33
総資金利鞘	33
総資産経常利益率	33
総資産当期利益率	33
預貸率・預証率	33
経費の内訳	33

■預 金

預金科目別残高・平均残高	34
預金種類別平均残高	34
定期預金金利種類別残高	34
預金者別預金残高	35
従業員1人当り・1店舗当り預金残高	35
財形貯蓄残高	35

■貸 出

貸出金科目別残高・平均残高	35
消費者ローン・住宅ローン残高	35
貸出金業種別残高	36
会員・会員外別貸出金残高	36
貸出金金利種類別残高	36
貸出金資金用途別残高	36
貸出金担保別残高	37
従業員1人当り・1店舗当り貸出金残高	37
債務保証見返の担保別内訳	37
代理貸付機関別残高	37

■リスク管理債権の状況

不良債権の状況	39
金融再生法開示債権額	40
貸倒引当金の内訳	40
貸出金償却	40

■有価証券

保有有価証券の種類別残高	37
有価証券の残存期間別残高	38
商品有価証券	38
デリバティブ取引	38
金銭の信託	39
第102条第1項第5号に掲げる取引	39

■自己資本の充実・子会社等

自己資本比率	44
金庫の子会社	41
役員の報酬体系	41
業界団体	41
信用金庫業界の中央金融機関としての役割	42
個別金融機関としての役割	42

■省令で定める開示項目一覧

■店舗・CD・ATMコーナー所在地

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	25年度(26/3末)	26年度(27/3末)	負債及び会員勘定	25年度(26/3末)	26年度(27/3末)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	1,134	1,019	預 金 積 金	55,939	57,358
預 け 金	26,875	27,730	当 座 預 金	219	240
有 価 証 券	4,173	3,810	普 通 預 金	16,645	17,368
国 債	244	15	貯 蓄 預 金	14	8
地 方 債	101	-	通 知 預 金	420	670
短 期 社 債	-	-	定 期 預 金	34,442	34,763
社 債	2,852	2,319	定 期 積 金	3,972	4,089
株 式	64	77	そ の 他 の 預 金	225	218
そ の 他 の 証 券	910	1,397	そ の 他 負 債	156	153
貸 出 金	26,885	28,210	未 決 済 為 替 借	11	11
割 引 手 形	714	704	未 払 費 用	26	18
手 形 貸 付	2,369	2,422	給 付 補 填 備 金	5	4
証 書 貸 付	22,285	23,532	未 払 法 人 税 等	2	22
当 座 貸 越	1,516	1,550	前 受 収 益	26	26
そ の 他 資 産	288	247	払 戻 未 済 金	-	-
未 決 済 為 替 貸	5	3	職 員 預 り 金	17	23
信 金 中 金 出 資 金	162	162	そ の 他 の 負 債	65	45
未 収 収 益	87	63	賞 与 引 当 金	20	20
そ の 他 の 資 産	33	18	退 職 給 付 引 当 金	120	34
有 形 固 定 資 産	580	578	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	67	75
建 物	217	215	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	1
土 地	345	347	偶 発 損 失 引 当 金	5	6
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	17	15	繰 延 税 金 負 債	-	13
無 形 固 定 資 産	1	1	債 務 保 証	1,382	1,389
繰 延 税 金 資 産	58	-	負 債 の 部 計	57,695	59,052
債 務 保 証 見 返	1,382	1,389	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金 (△)	△ 301	△ 315	普 通 出 資 金	273	276
う ち 個 別 貸 倒 引 当 金 (△)	△ 245	△ 273	利 益 剰 余 金	3,007	3,118
そ の 他 引 当 金 (△)	-	-	利 益 準 備 金	272	273
			そ の 他 利 益 剰 余 金	2,735	2,844
			特 別 積 立 金	2,590	2,668
			(体 質 強 化 積 立 金)	(640)	(660)
			(店 舗 開 設 積 立 金)	(50)	(50)
			(創 立 90 周 年 記 念 行 事 積 立 金)	(2)	-
			当 期 末 処 分 剰 余 金	144	176
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	101	225
			純 資 産 の 合 計	3,383	3,619
資 産 の 部 合 計	61,078	62,672	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	61,078	62,672

◎動産・不動産減価償却累計額 (26/3末) 672 (27/3末) 689

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の所有区分はすべてその他有価証券としております。有価証券の評価は、時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 45年～60年
その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された2つの企業年金制度（総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。
総合設立型厚生年金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
総合設立型厚生年金基金
 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

年金資産の額	1,549,255百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,738,229百万円
差引額	△188,974百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成26年3月31日現在）
0.0408%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額689百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話、パソコン、ATM出納機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は88百万円、延滞債権額は648百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先

債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は395百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,133百万円であります。なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、757百万円であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は704百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。信金中央金庫が替決済規程により為替取引の担保として信金中央金庫定期預金1,000百万円を差し入れております。また、全国信用金庫連合企業年金基金に対し特定包括信託にて預け金153百万円を担保に供しております。

24. 出資1口当たりの純資産額655円60銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程及び要領によって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用計画の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準、余資運用細則に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託等、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年間）により算出しており、平成27年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で130百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	27,730	27,761	30
(2) 有価証券			
其他有価証券	3,770	3,770	-
(3) 貸出金			
貸出金 (*1)	28,210	-	-
貸倒引当金 (*2)	△315	-	-
	27,895	29,523	1,628
金融資産計	59,396	61,055	1,659
(1) 預金積金 (*1)	57,358	57,348	△9
(2) 借入金	-	-	-
金融負債計	57,358	57,348	△9

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、簡便な方法により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利 (LIBOR、スワップ) で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは市場金利 (LIBOR、スワップ) で割り引いた価額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、市場金利 (LIBOR、スワップ) で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。割引率は、市場金利 (LIBOR、スワップ) を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	9
組合出資金 (*3)	30
合 計	39

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	7,780	12,653	-	-
有 価 証 券	442	1,920	621	-
其他有価証券	442	1,920	621	-
貸 出 金	6,455	10,103	5,499	4,299
合 計	14,678	24,676	6,120	4,299

(注) 期間の定めのないもの、償還予定の見込めないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	51,358	5,820	2	176
借入金	-	-	-	-
合計	51,358	5,820	2	176

(注) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	68	45	22
	債券	2,182	2,152	29
	国債	15	15	0
	地方債	-	-	-
	社債	2,166	2,137	29
	その他	1,268	1,011	256
	小計	3,518	3,209	309
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	152	152	△0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	152	152	△0
	その他	99	100	△0
小計	252	252	△0	
合計		3,770	3,462	308

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,836百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,869百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	73 百万円
退職給付引当金	9
減価償却超過額	8
その他	44
繰延税金資産小計	135
評価性引当額	△65
繰延税金資産合計	70
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	83
繰延税金資産（負債）の純額	△13 百万円

監査法人による外部監査を受けています。

信用金庫法第38条の2の規定に基づき、平成26年度において新日本監査法人の監査を受けておりますが、26ページから31ページに記載されている貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、監査済みのものを当金庫の責任において転載したものであります。

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「計算書類」という。）の適正性、及び計算書類作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月26日

延岡信用金庫

理事長 松山 昭



損益計算書

(単位:百万円)

科 目	25年度(26/3末)	26年度(27/3末)	科 目	25年度(26/3末)	26年度(27/3末)
経常収益	1,094	1,103	その他経常費用	67	25
資金運用収益	981	988	貸倒引当金繰入額	59	14
貸出金利息	798	820	貸出金償却	-	-
預け金利息	86	71	株式等償却	-	1
有価証券利息配当金	92	91	株式等売却損	-	-
その他の受入利息	4	4	その他資産償却	-	-
役務取引等収益	98	102	その他の経常費用	7	8
受入為替手数料	56	59	経常利益	141	183
その他の役務収益	42	42	特別利益	-	-
その他業務収益	5	11	貸倒引当金戻入益	-	-
国債等債券売却益	-	-	動産不動産処分益	-	-
国債等債券償還益	0	0	償却債権取立益	-	-
その他の業務収益	5	10	その他特別利益	-	-
その他経常収益	7	1	特別損失	7	0
株式等売却益	-	-	その他の特別損失	7	0
その他の経常収益	7	1	税引前当期純利益金	133	182
経常費用	953	919	法人税、住民税及び事業税	15	35
資金調達費用	36	33	法人税等調整額	15	25
預金利息	33	30	当期純利益金	102	121
給付補填備金繰入額	3	2	繰越金(当期首残高)	34	52
譲渡性預金利息	-	-	目的積立金取崩額	7	2
借入金利息	-	-	当期末処分剰余金	144	176
その他の支払利息	0	0	剰余金処分計算書 (単位:円)		(単位:円)
役務取引等費用	101	108	科 目	25年度(26/3末)	26年度(27/3末)
支払為替手数料	13	14	当期末処分剰余金	144,922,240	176,786,455
その他の役務費用	87	94	積立金取崩額		
その他業務費用	0	0	これを下記のように処分する。		
国債等債券売却損	-	-	剰余金処分量	92,213,084	127,850,152
国債等債券償還損	0	0	利益準備金	1,274,000	2,343,500
国債等証券償却	-	-	出資に対する配当金	10,939,084	5,506,652
その他の業務費用	0	0	(年4%の割)		(年2%の割)
経費	747	752	役員賞与金	-	-
人件費	470	468	特別積立金	80,000,000	120,000,000
物件費	266	271	(体質強化積立金)	20,000,000	20,000,000
税金	10	12	(店舗開設積立金)	-	30,000,000
			繰越金(当期末残高)	52,709,156	48,936,303

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額は22円15銭であります。

(注)平成25年度の出資に対する配当金(年4%)には、創立90周年に伴う記念配当(年2%)が含まれております。

経営指標

主要な経営指標の推移						
	単 位	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期
経 常 収 益	百万円	1,119	1,084	1,047	1,094	1,103
経 常 利 益	百万円	11	111	116	141	183
当 期 利 益 金	百万円	67	58	71	102	121
預 金 残 高	百万円	50,431	51,745	52,661	55,939	57,358
貸 出 金 残 高	百万円	24,143	24,562	25,574	26,885	28,210
有 価 証 券	百万円	4,297	4,308	4,383	4,173	3,810
出 資 総 額	百万円	268	270	272	273	276
出 資 総 口 数	千口	5,375	5,418	5,449	5,474	5,521
出資に対する配当金	千円	5,327	5,400	5,441	10,939	5,506
出 資 配 当 率	%	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0
会 員 数	人	9,469	9,452	9,418	9,417	9,388
純 資 産	百万円	3,033	3,048	3,214	3,383	3,619
総 資 産 額	百万円	55,355	56,590	57,582	61,078	62,672
単体自己資本比率	%	12.49	12.29	12.28	11.91	11.59

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

直近の2事業年度における事業の概況

主要な業務の状況を示す指標

業務純益・粗利益	(単位：千円)	
	平成25年度	平成26年度
業 務 純 益	187,992	228,515
業 務 粗 利 益	948,598	959,747
資金運用益(資金利益)	944,988	955,100
役務取引等利益	△ 2,267	△ 6,372
その他業務利益	5,878	11,018
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.67	1.63

役務取引の状況	(単位：千円)	
	平成25年度	平成26年度
役 務 取 引 等 収 益	98,959	102,245
受入為替手数料	56,955	59,609
その他受入手数料	42,003	42,636
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	101,227	108,617
支払為替手数料	13,646	14,191
その他の支払手数料	—	—
その他の役務取引等費用	87,580	94,425

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高 (単位：百万円)		利息 (単位：千円)		利回り (単位：%)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
資 金 運 用 勘 定	56,558	58,756	981,823	988,334	1.73	1.68
う ち 貸 出 金	25,735	27,176	798,476	820,624	3.10	3.01
う ち 預 け 金	26,317	27,643	86,172	71,441	0.32	0.25
うち金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	4,343	3,775	92,297	91,374	2.12	2.42
うちその他	162	162	4,877	4,893	3.01	3.02
資 金 調 達 勘 定	54,336	56,441	36,835	33,233	0.06	0.05
う ち 預 金 積 金	54,319	56,422	36,673	33,044	0.06	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちその他	16	18	161	189	0.99	0.99



◎受取利息及び支払利息の増減状況 (単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	対前期増減
受 取 利 息	981,823	988,334	6,510
支 払 利 息	36,835	33,233	△ 3,601

◎その他業務収益・費用の内訳

収益・費用の内訳 (単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
そ の 他 業 務 収 益	5,984	11,172
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	155	178
その他の業務収益	5,829	10,994
そ の 他 業 務 費 用	106	153
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	4	3
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	101	149
そ の 他 の 業 務 利 益	5,878	11,018

◎諸比率

(単位：%)

諸 比 率	平成25年度	平成26年度
資金運用利回り	1.73	1.68
有価証券利回り	2.12	2.42
資金調達原価率	1.42	1.37
総資金利鞘	0.31	0.31
総資産経常利益率	0.23	0.29
総資産当期利益率	0.17	0.19

(注) 総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$

ただし、総資産については債務保証見返勘定は含んでおりません。

この比率は資産規模にたいする利益の比率を見る指標であり、一般的にROA(RETURN ON ASSETの略)と呼ばれております。

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度
預 貸 率 (末残)	48.06	49.18
(平残)	47.37	48.16
預 証 率 (末残)	7.46	6.64
(平残)	7.99	6.69

◎経費の内訳

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
人 件 費	470,157	468,403
報酬給料手当	388,253	393,391
退職給付費用	32,771	24,124
その他	49,132	50,886
物 件 費	266,199	271,470
事務費	140,788	137,621
固定資産費	37,914	37,994
事業費	25,116	26,932
人事厚生費	9,462	12,769
預金保険料	36,254	37,668
有形固定資産償却	16,609	18,431
税 金	10,874	12,792
合 計	747,230	752,666

預金に関する指標

預金科目別残高

(単位：百万円)

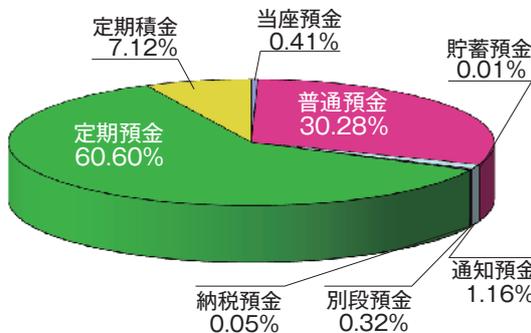
末残	26年3月末残高		27年3月末残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	219	0.39%	240	0.41%
普通預金	16,645	29.75%	17,368	30.28%
貯蓄預金	14	0.02%	8	0.01%
通知預金	420	0.75%	670	1.16%
別段預金	193	0.34%	189	0.32%
納税預金	32	0.05%	29	0.05%
定期預金	34,442	61.57%	34,763	60.60%
定期積金	3,972	7.10%	4,089	7.12%
合計	55,939	100.00%	57,358	100.00%

預金科目別平均残高

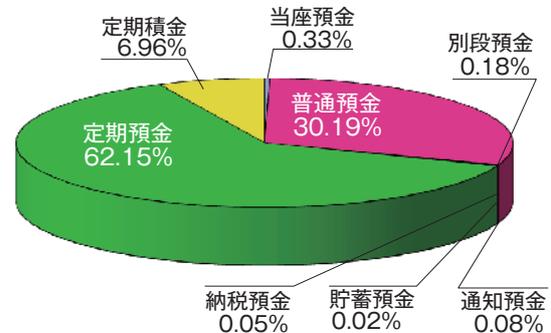
(単位：百万円)

平残	26年3月末平均残高		27年3月末平均残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	195	0.36%	190	0.33%
普通預金	15,861	29.20%	17,035	30.19%
貯蓄預金	16	0.03%	13	0.02%
通知預金	28	0.05%	45	0.08%
別段預金	100	0.18%	105	0.18%
納税預金	27	0.05%	30	0.05%
定期預金	34,320	63.18%	35,067	62.15%
定期積金	3,768	6.93%	3,931	6.96%
合計	54,319	100.00%	56,422	100.00%

平成27年度3月末残高

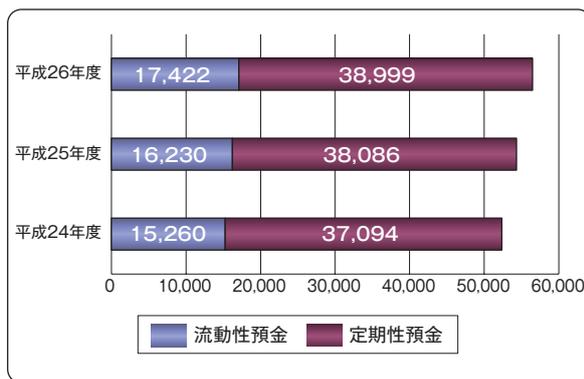


平成27年度3月末平均残高



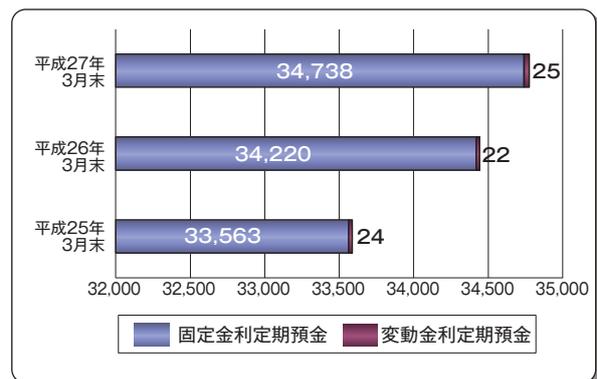
預金科目別平均残高

(単位：百万円)



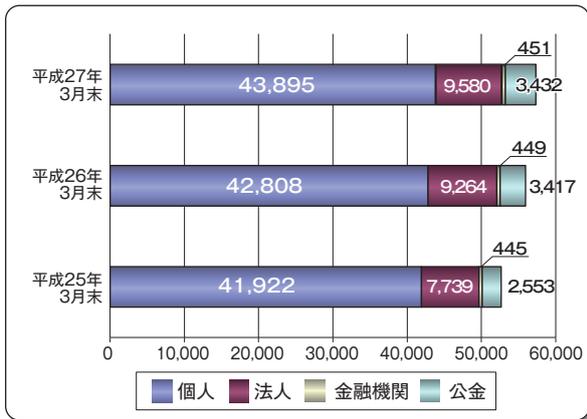
定期預金金利種別残高

(単位：百万円)



預金者別預金残高

(単位：百万円)



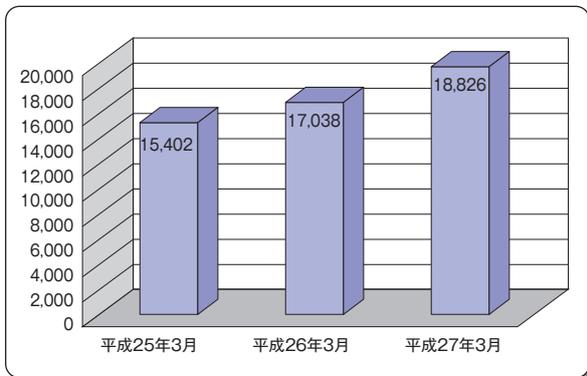
役職員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

	平成26年3月末	平成27年3月末
役職員1人当たり	708	754
1店舗当たり	6,992	7,169

財形貯蓄残高

(単位：百万円)



譲渡性預金残高

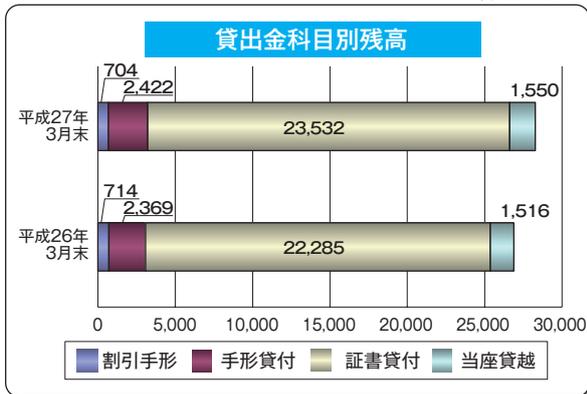
(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度
残高	-	-	-
平均残高	-	-	-

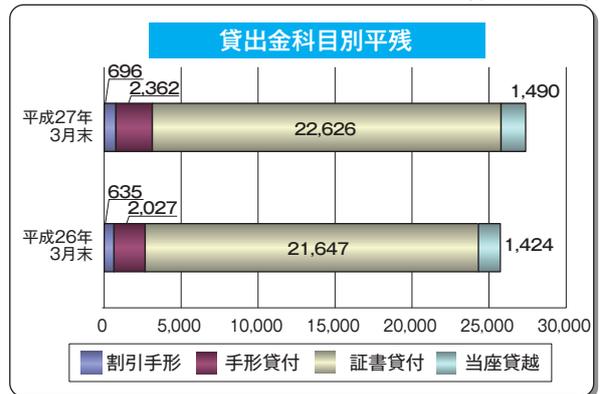
貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高・平均残高

(単位：百万円)

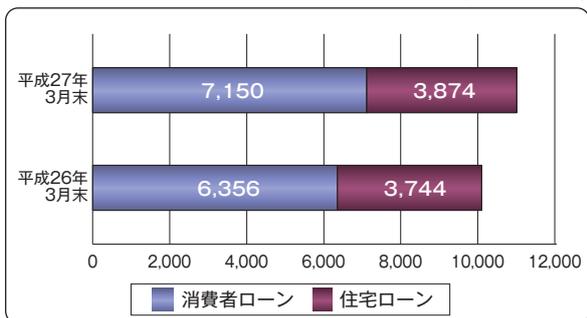


(単位：百万円)



消費者ローン・住宅ローン

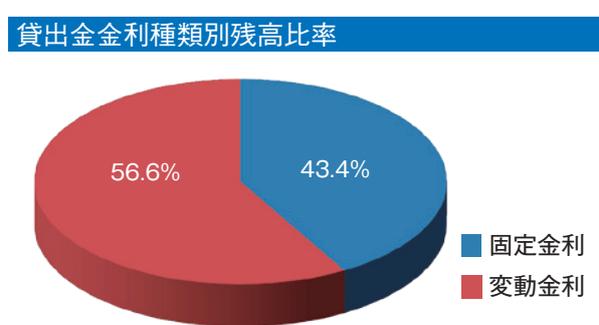
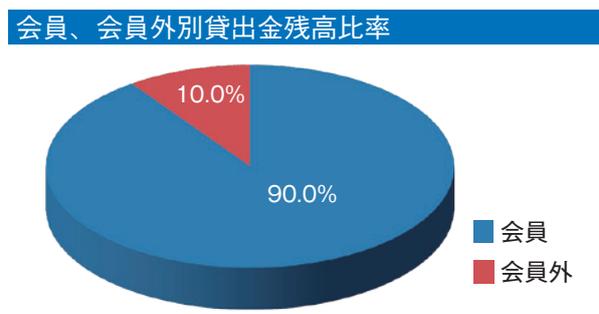
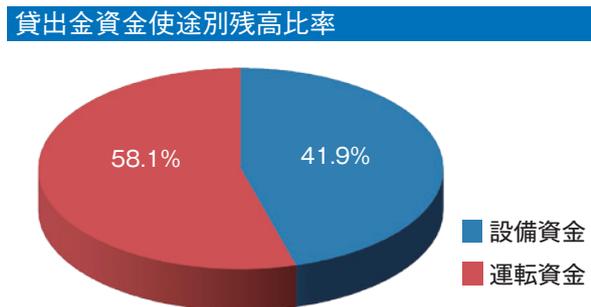
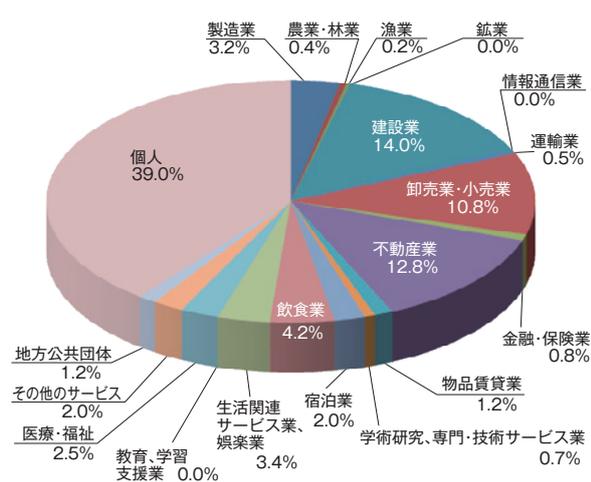
(単位：百万円)



貸出金業種別残高・会員会員外別・貸出金使途別・金利区分別内訳

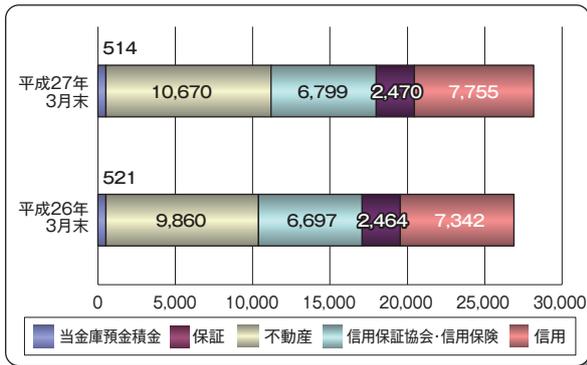
(単位：残高・百万円/構成比・%)

	平成26年3月末			平成27年3月末	
	金額	比率		金額	比率
製造業	1,061	3.9%	製造業	918	3.2%
農業・林業	157	0.5%	農業・林業	123	0.4%
漁業	45	0.1%	漁業	84	0.2%
鉱業	0	0.0%	鉱業	-	-
建設業	3,962	14.7%	建設業	3,968	14.0%
情報通信業	17	0.0%	情報通信業	19	0.0%
運輸業	171	0.6%	運輸業	162	0.5%
卸売業・小売業	3,281	12.2%	卸売業・小売業	3,054	10.8%
金融・保険業	253	0.9%	金融・保険業	249	0.8%
不動産業	2,863	10.6%	不動産業	3,620	12.8%
物品賃貸業	394	1.4%	物品賃貸業	344	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業	226	0.8%	学術研究、専門・技術サービス業	223	0.7%
宿泊業	583	2.1%	宿泊業	578	2.0%
飲食業	1,171	4.3%	飲食業	1,188	4.2%
生活関連サービス業、娯楽業	985	3.6%	生活関連サービス業、娯楽業	966	3.4%
教育、学習支援業	34	0.1%	教育、学習支援業	22	0.0%
医療・福祉	656	2.4%	医療・福祉	709	2.5%
その他のサービス	553	2.0%	その他のサービス	583	2.0%
地方公共団体	366	1.3%	地方公共団体	366	1.2%
個人	10,100	37.5%	個人	11,024	39.0%
合計	26,885	100.0%	合計	28,210	100.0%
会員	24,233	90.1%	会員	25,409	90.0%
会員外	2,652	9.9%	会員外	2,801	10.0%
設備資金	11,196	41.6%	設備資金	11,826	41.9%
運転資金	15,689	58.4%	運転資金	16,383	58.1%
固定金利	12,261	45.6%	固定金利	12,232	43.4%
変動金利	14,624	54.4%	変動金利	15,978	56.6%



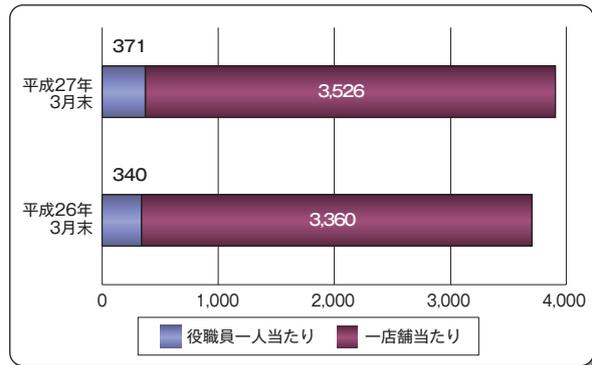
貸出金担保別残高

(単位：百万円)



役職員1人当たり、1店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)



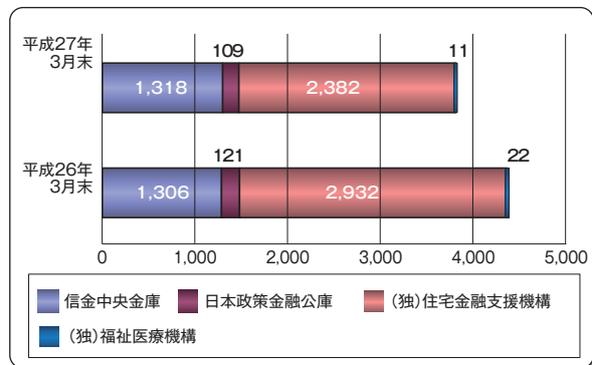
債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)



代理貸付機関別残高

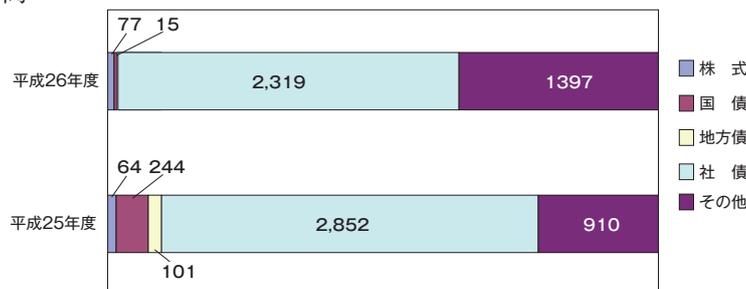
(単位：百万円)



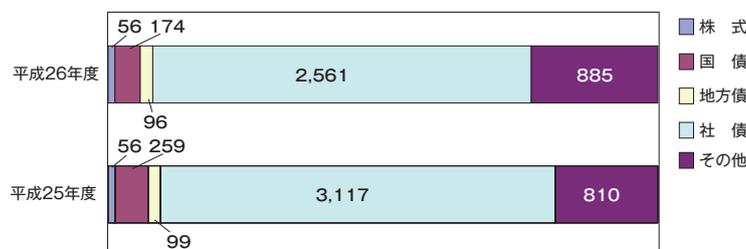
有価証券に関する指標

有価証券の種類別残高

● 期末残高



● 平均残高



尚、有価証券の保有区分については「金融商品に係る会計基準」に基づき、保有目的により、売買目的・満期保有目的・子会社及び関連会社・その他有価証券に区分することになっており、当金庫は保有の有価証券すべて、その他有価証券にて保有しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有していません。

2. 満期保有目的の有価証券

満期保有目的の有価証券は保有していません。

3. その他有価証券の評価損益等

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	64	56	8	68	45	22
	債 券	2,844	2,800	43	2,182	2,152	29
	(国 債)	244	241	2	15	15	0
	(地方債)	101	99	1	-	-	-
	(社 債)	2,498	2,458	39	2,166	2,137	29
	そ の 他	761	665	96	1,268	1,011	256
小 計	3,671	3,523	148	3,518	3,209	309	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	353	360	△ 7	152	152	△ 0
	(国 債)	—	—	—	—	—	—
	(地方債)	—	—	—	—	—	—
	(社 債)	353	360	△ 7	152	152	△ 0
	そ の 他	148	150	△ 1	99	100	△ 0
小 計	501	510	△ 9	252	252	△ 0	
合 計		4,173	4,034	139	3,770	3,462	308

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当する株式はありません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	11	9
組 合 出 資 金	30	30
合 計	41	39

■有価証券の残存期間別残高

区 分	平成25年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	229	15	—	—	—	—	—	244
地 方 債	101	—	—	—	—	—	—	101
社 債	755	979	877	158	80	—	—	2,852
株 式	—	—	—	—	—	—	64	64
その他の証券	—	—	134	99	—	—	676	910
区 分	平成26年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	15	—	—	—	—	—	—	15
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	431	1,083	678	46	80	—	—	2,319
株 式	—	—	—	—	—	—	77	77
その他の証券	—	30	183	513	—	—	671	1,397

■商品有価証券

過去2年間に該当の取引実績がありません。

■デリバティブ取引

過去2年間に該当の取引実績がありません。

■金銭の信託

過去2年間に該当の取引実績がございません。

■第102条第1項第5号に掲げる取引

過去2年間に該当の取引実績がございません。

管理債権の開示

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

(単位：残高・百万円、比率・%)

項 目	平成25年度	平成26年度
リスク管理債権合計額 (A)	1,088	1,133
破綻先債権額 (a)	90	88
延滞債権額 (b)	682	648
3ヶ月以上延滞債権額 (c)	24	-
貸出条件緩和債権額 (d)	291	395
うち担保、保証付与信額 (e) (B)	843	859
回収に懸念のある債権額 (C) = (A) - (B)	245	273
貸倒引当金 (D)	300	314
個別貸倒引当金 (f)	245	273
一般貸倒引当金	55	41
総貸出金に対する貸出金 (A) の比率	4.04%	4.01%
回収に懸念のある債権額に対する引当率	100.00%	100.00%

(注)

- 「破綻先債権」(a)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、いずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者。
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者。
 - 民事再生法の規定による民事再生手続開始の申立てがあった債務者。
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者。
 - 手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者。
- 「延滞債権」(b)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
 - 債権者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金。
- 「3ヶ月以上延滞債権」(c)とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(d)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(a.b.c.d)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(e)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 「個別貸倒引当金」(f)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権(a)・延滞債権(b)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

金融再生法による債権額の開示

金融機能の安定と再生を図ることを目的として、平成10年10月に「金融再生法」が施行され、この法律に基づく開示基準について公表することで、当金庫の債権の全容をあらわす開示内容となっています。この開示基準は信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法基準は貸出金のほか、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返を含みます。

(単位：百万円)

項 区 目 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率
金融再生法上の開示債権(A)	950	3.53%	1,088	3.84%	1,133	3.82%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	221	0.82%	176	0.62%	176	0.59%
危険債権額	557	2.07%	596	2.10%	560	1.89%
要管理債権額	171	0.63%	315	1.11%	395	1.33%
正常債権額	25,909	96.46%	27,211	96.15%	28,498	96.17%
合 計	26,859	100.00%	28,300	100.00%	29,631	100.00%
保 全 額 (B)	797		905		855	
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	227		246		274	
一 般 貸 倒 引 当 金 (※)	-		0		0	
個 別 貸 倒 引 当 金	227		245		273	
担 保 ・ 保 証 等 (D)	570		659		581	
保 全 率 (B) / (A)	83.89%		83.18%		75.46%	
担保・保証等控除後債権に対する引当率	59.73%		57.39%		49.77%	

(※) の一般貸倒引当金については、要管理先に係る一般貸倒引当金です。

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生法の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至ってないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般貸倒引当金	33	55	41
個別貸倒引当金	227	245	273
合 計	261	301	315

貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸出金償却	-	-	-

当 金 庫 の 子 会 社

当金庫には関連会社及び子会社はございません。

役 員 の 報 酬 体 系 に つ い て

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	57

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」50百万円、「賞与」－百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。なお、「賞与」の支払い及び役員賞与引当金の繰り入れはありませんでした。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員に該当する者はいませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成26年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

業 界 団 体

(社)全国信用金庫協会 (全信協)

全国の信用金庫を会員とする業界の利益代表機関。信用金庫の業務・運営に関する調査・研究を行い、関係官庁などに対する建議・答申・連絡などを代表して行っています。また、業界全体のイメージアップを図るため、マスコミなどへのPR活動を展開しています。



信金中央金庫

SCB

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持ち、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫の中央金融機関としての役割

■信用金庫の業務機能の補完

【信用金庫業界のネットワークを活用した業務】

- ・信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、カタログによる販路拡大支援

【信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート】

- ・中小企業経営改善支援、地域活性化支援、海外業務支援

【信用金庫の市場関連業務のサポート】

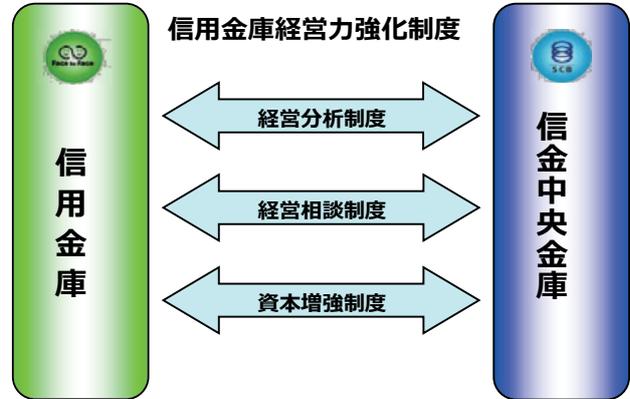
- ・デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引、投信窓販業務の支援

【信用金庫の決済業務のサポート】

- ・資金決済業務、国債振替決済業務、一般債・短期社債振替決済業務

■信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界のセーフティネットの運営（信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度）



個別金融機関としての役割

■総合的な金融サービスを提供する金融機関

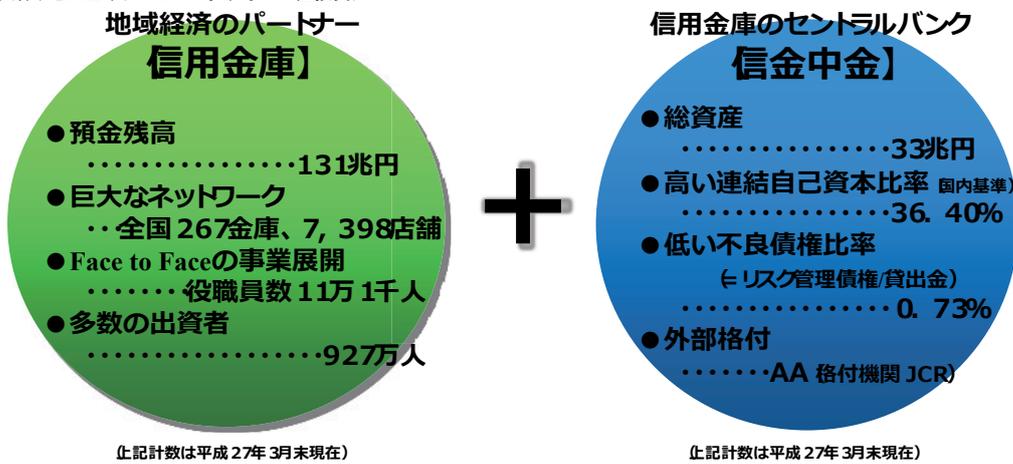
- ・預貸金業務・為替業務、金融債の発行業務
- ・公共債の引受け、私募債の取扱い
- ・子会社を通じた、個人向け無担保ローンの保証、信託業務、証券業務、投資運用業務、投資業務、M&A仲介業務

■わが国为数の機関投資家

- ・33兆円にのぼる運用資産

■地域社会に貢献する金融機関

- ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出



信金中金グループ							
平成27年3月末現在							
株)しんきん 信託銀行 ・信託業務 ・銀行業務 <信用金庫取引先向け> 特定贈与信託、公益信託、遺言代用信託等 <信用金庫等向け> 金銭債権の信託、ファンド・トラスト、投資信託、有価証券の信託等 ・資本金100億円 (100%出資)	しんきん 証券(株) ・証券業務 有価証券の売買、デリバティブ取引、引受等 ・資本金200億円 (100%出資)	信金インターナショナル(株) ・証券業務 ユーロ市場における債券の売買業務、仲介業務、引受業務等 ・資本金300万円 (100%出資) ロンドンの現地法人として設立	しんきんアセット マネジメント(株) ・投資運用業務 投資一任契約資産の運用業務 および投資信託財産の運用業務 ・資本金2億円 (100%出資)	信金 ギャランティ(株) ・消費者信用保証業務 信用金庫における個人向け無担保ローンの拡大支援 信用金庫取引先等への個人向け無担保ローンの保証業務 ・資本金10億円 (100%出資) ※0.8%は子会社による間接所有	信金 キャピタル(株) ・投資業務 ・M&A仲介業務 中小企業に対する資本性資金の供給 中小企業の事業承継ニーズ等に対応するための、事業承継、M&A仲介業務 ・資本金490万円 (100%出資)	株)しんきん情報システムセンター ・データ処理の受託業務等 内国為替サービスやCD/ATMサービス等の信用金庫業界のネットワークシステムの開発・運用 信用金庫業務にかかる各種の業務処理システムの開発・運用 ・資本金45億円 (50.7%出資)	信金中金 ビジネス(株) ・事務処理の受託業務等 信金中金の業務の効率化・合理化に資するため、信金中金から各種の事務処理を受託 ・資本金700万円 (100%出資)

銀行法第21条第1項前段に規定する省令で定める事項の目次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 理事及び監事の氏名及び役職名	表紙裏面
ロ. 事業所の名称及び所在地	52
ハ. 事業の組織	3
2. 金庫の主要な事業の内容	9
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	8
ロ. 直近の五事業年度における主要な事業を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	32
(2) 経常利益又は経常損失	32
(3) 当期利益又は当期損失	32
(4) 出資総額	32
(5) 出資総口数	32
(6) 純資産額	32
(7) 総資産額	32
(8) 預金積金残高	32
(9) 貸出金残高	32
(10) 有価証券残高	32
(11) 単体自己資本比率	32
(12) 出資に対する配当金	32
(13) 職員数	3
ハ. 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	32
(2) 預金に関する指標	34
(3) 貸出金等に関する指標	35
(4) 有価証券に関する指標	37
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. 内部統制基本方針	13
ロ. リスク管理の体制	15
ハ. 法令遵守の体制	16
5. 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	26~31
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
○管理債権の開示	
(1) 破綻先債権	39
(2) 延滞債権	39
(3) 3ヵ月以上延滞債権	39
(4) 貸出条件緩和債権	39
○金融再生法による債権額の開示	40
ハ. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	44~45
二. 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	37
(2) 金銭の信託	39
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	39
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の状況について

自己資本の構成に関する事項（平成26年度）

（単位：百万円）

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,270		3,389	
うち、出資金及び資本剰余金の額	273		276	
うち、利益剰余金の額	2,996		3,113	
うち、外部流出予定額（△）	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	55		41	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	55		41	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	3,325		3,430	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	0	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	0	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—		0	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,325		3,430	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	26,171		27,832	
資産（オン・バランス）項目	25,113		26,765	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△676		△540	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△677		△541	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	1,057		1,067	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,735		1,755	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	27,907		29,588	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.91		11.59	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」にもとづき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、乙れまで、内部留保による資本の積上げ等を行うとにより自己資本を充実させ、経営の健全性安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	25,113	1,004	26,765	1,070
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	25,113	1,004	26,765	1,070
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	-	-	-	-
金融機関向け	5,816	232	5,976	239
法人向け	6,668	266	6,943	277
中小企業等・個人向け	7,152	286	7,892	315
抵当権付住宅ローン	721	28	741	29
不動産取得等事業向け	2,135	85	2,702	108
三月以上延滞等	453	18	371	14
取立未済手形	1	0	0	0
信用保証協会等	383	15	437	17
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	926	37	924	36
出資等のエクスポージャー	826	33	824	32
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	856	34	774	30
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	856	34	774	30
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産）	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	677	27	541	21
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	1,735	69	1,755	70
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	26,849	1,073	28,521	1,140

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該圏内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスクとは、貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行なわれなくなるリスクの事で、経営に最も影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、与信判断の基本的な考え方を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、当金庫の与信の基本的な方針である「小口多数取引」の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、金額段階別、さらには大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクを計測するため、ALMシステムを導入し、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢構築の準備を進めております。

以上、信用リスク管理の状況については、定期的あるいは必要に応じて常務会に報告する態勢を整備しております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 ※4									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引※3		債 券		デリバティブ取引 ※1		三月以上延滞エクスポージャー※2	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製 造 業	1,252	1,173	1,252	1,173	—	—	—	—	—	0
農 業・林 業	171	138	171	138	—	—	—	—	33	—
漁 業	53	109	53	109	—	—	—	—	—	—
鉱 業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,557	4,658	4,557	4,658	—	—	—	—	13	22
電気・ガス・熱供給・水道業	308	308	8	8	300	300	—	—	—	—
情 報 通 信 業	64	77	64	77	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	428	194	205	194	222	—	—	—	2	2
卸 売 業、小 売 業	3,843	3,495	3,843	3,495	—	—	—	—	31	15
金 融・保 険 業	29,124	30,000	27,804	28,700	1,319	1,299	—	—	—	—
不 動 産 業	3,527	3,023	3,527	3,023	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	397	347	397	347	—	—	—	—	—	—
学術研究・技術サービス	299	301	299	301	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	585	582	585	582	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,443	1,492	1,443	1,492	—	—	—	—	40	14
生活関連サービス業	1,346	1,271	1,346	1,271	—	—	—	—	394	389
教育、学習支援業	77	72	77	72	—	—	—	—	—	—
医 療 福 祉	827	882	827	882	—	—	—	—	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	636	662	636	662	—	—	—	—	13	3
国・地方公共団体等	1,687	1,570	368	864	1,319	705	—	—	—	—
個 人	8,358	9,309	8,358	9,309	—	—	—	—	90	86
そ の 他	2,351	3,258	2,351	3,258	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	61,342	62,929	58,180	60,624	3,161	2,305	—	—	619	535
1 年 以 下	16,049	12,366	14,971	11,923	1,077	442	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	12,709	16,577	11,734	15,506	974	1,070	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	4,434	4,111	3,556	3,442	878	669	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	4,597	4,490	4,445	4,368	151	121	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	4,543	4,692	4,464	4,692	78	—	—	—	—	—
1 0 年 超	9,632	10,847	9,632	10,847	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	6,374	9,843	9,374	9,843	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	61,342	62,929	58,180	60,624	3,161	2,305	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、デリバティブ取引は該当ありません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーの事です。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託等が含まれます。

※当金庫は、圏内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 信用コストである貸倒引当金は、当金庫の「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとにそれぞれ算定しております。尚、自己査定の結果については、監査法人による監査を受け、適正な資産計上を行っております。

一般貸倒引当金の計上基準に関しては、「正常先」「要注意先」「要管理先」の与信額について各々の債務者区分ごとの貸倒実績率に基づいて予想損失率を乗じて算出しております。予想損失率の算定については、原則、貸倒実績率=予想損失率としております。

個別貸倒引当金に関しては、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」各々の債務者区分ごとの与信額について、担保・保証及び回収可能見込額等を除いた未保全額に対して発生したⅢ分類及びⅣ分類額の全額について個別貸倒引当金勘定への繰入を行っております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	33	55	-	33	55
	平成26年度	55	41	-	55	41
個別貸倒引当金	平成25年度	227	245	20	207	245
	平成26年度	245	273	0	244	273
合 計	平成25年度	261	301	20	240	301
	平成26年度	301	314	0	301	314

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製 造 業	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林 業	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	5	9	9	9	0	-	5	9	9	9	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	2	2	2	2	-	-	2	2	2	2	-	-
卸売業、小売業	2	52	52	57	-	0	2	52	52	57	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	18	8	8	8	10	-	8	8	8	8	-	-
生活関連サービス、娯楽業	131	141	141	160	-	-	131	141	141	160	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	19	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-
その他サービス	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	35	30	30	27	-	-	35	30	30	27	-	-
合 計	227	245	245	273	20	0	207	245	245	273	-	-

(注) ①当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

②業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

○リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用することとしています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

格付機関：(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JRC)、ムーディーズ、S&P、フィッチ
(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	25年度		26年度	
	格付 (適用) 有り	格付 (適用) 無し	格付 (適用) 有り	格付 (適用) 無し
0%	—	1,576	—	1,532
10%	—	4,890	—	4,225
20%	—	28,059	—	28,867
35%	74	1,945	108	1,952
50%	99	—	99	—
75%	2,859	8,376	3,049	9,042
100%	502	10,740	421	11,201
150%	4	422	102	338
250%	—	58	—	70
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,510	56,069	3,872	57,230

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関する管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様に十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	594	639	3,023	3,280	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人向け	172	198	101	121	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	318	356	2,859	3,049	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	19	15	58	108	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	83	69	—	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	0	—	4	1	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

・当金庫は該当する取引を行っておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

・当金庫は証券化取引を行っておりません。

6. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「各種リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行いリスクの顕現下の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部営業店が一体となり、厳正な「事務取扱い要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や事務改善委員会の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理体制の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等にたいする説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理体制の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針ですが、さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。現状一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、各々担当部署がその改善・管理状況を審議し検討を行うとともに主管部署による管理状況を常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、保有しております上場株式、株式関連投資信託に係るリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VAR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、毎年定めている余裕資金運用計画に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、厳格な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫では協会発行「資金運用の経理処理」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式	786	786	832	832
非 上 場 株 式 等	204		202	
合 計	990	801	1,034	832

(注) 1) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等に含めております。
 2) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 3) 非上場株式等には、信金中央金庫に対する出資金162百万円を含んでおります。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	-	1

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
評 価 損 益	-	-

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・子会社株式及び関連会社株式は保有していません

8. 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きなど

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応する態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度などALM管理システムや証券会社に定期的に計測依頼し常務会で協議検討おこなうなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は以下の定義に基づいて算出しております。

・計測手法

GPS方式

・コア預金

対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）

算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

200BP平行移動

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

○金利ショックに対する経済価値の増減

（単位：百万円）

運用勘定合計			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸出金	997	1,066	定期性預金	614	630
有価証券等	154	122	要求払預金	437	462
預け金	460	555	その他		
コールローン等			調達勘定合計	1,051	1,092
その他					
運用勘定合計	1,610	1,743			

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
銀行勘定の金利リスク	559	651
金利リスク量/自己資本	16.812%	18.980%
自己資本	3,325	3,430

- （注）1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを200BPV（市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク（651百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,743百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△1,092百万円）
4. 金利リスクの算出方法としては当金庫が採用しております上下200BPVの外に最低5年間の観測期間で計測される金利変動の99%タイル値又は1%タイル値によって計算される経済価値の低下額の算出方法がありますがこの方法で金利リスク量を算出いたしますと次のとおりとなります。

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
99%タイル値又は1%タイル値で算出した銀行勘定の金利リスク	49	52
金利リスク量/自己資本	1.474%	1.516%

店舗・CD・ATMコーナー所在地



店舗所在	
1	本店 ☎33-5221 延岡市南町1丁4-3
2	駅前支店 ☎33-3115 延岡市幸町3丁目7
3	南延岡支店 ☎33-5522 延岡市構口町2丁目805-3
4	安賀多支店 ☎33-2196 延岡市三ツ瀬町1丁4-13

店舗所在	
5	一ヶ岡支店 ☎37-4141 延岡市北一ヶ岡4丁目3-12
6	西階支店 ☎33-0133 延岡市野地町6丁目5317-1
7	北支店 ☎33-1811 延岡市袖の木田町1303-1
8	出北支店 ☎28-2111 延岡市出北1丁目26-23

店外ATM所在	
1	イオン延岡
2	マックスバリュウ岡富店
3	ビックマートユーホー店
4	サンフレッシュむしか店
5	イオン多々良店

みんなのために、ひとりのために



<http://www.nobeshin.jp/>

ホームページを開設しておりますのでご利用ください。